

地方独立行政法人奈良県立病院機構職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人奈良県立病院機構就業規則（以下「就業規則」という。）第28条の規定に基づき、地方独立行政法人奈良県立病院機構（以下「法人」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 職員の給与に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）（以下「労基法」という。）、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良県条例第33号）（以下「給与条例」という。）第2条に定める職員の例、その他の法令の定めるところによる。

(適用範囲)

第3条 この規程は、就業規則第3条第1項に定める職員の職員に適用する。

(給与の種類)

第4条 職員の給与は、基本給及び諸手当とする。

2 基本給は、地方独立行政法人奈良県立病院機構職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第3条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬とする。

3 （削除）

4 諸手当は、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、看護師長看護主任手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給与の支払)

第5条 職員の給与は、その全額を通貨で、直接職員に支払うものとする。ただし、職員の同意を得た場合は、その指定する金融機関の預貯金口座等へ振り込むことにより給与を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法令又は労基法第24条第1項に基づく協定により、給与からの控除が認められているものは、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(給与の支給方法)

第6条 給与は、月の1日から末日までの期間について、月1回にその全額を支給する。

2 基本給、管理職手当、看護師長看護主任手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び通勤手当の支給日は、前項に規定する期間（以下「給与期間」という。）によるその月の25日とする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

3 特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当は、当該手当の支給要件が生じた月の翌月の基本給の支給日に支給する。

4 期末手当及び勤勉手当は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ次の各号に定める日に支給する。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

(1) 基準日（第35条第1項の基準日をいう。次号において同じ。）が6月1日の場合 6月30日

(2) 基準日が12月1日の場合 12月10日

(3) 第38条第10項に定める場合 理事長が別に定める日

5 前2項の場合において、事務処理上やむを得ない事情のため、その日に支給することができないときは、翌月の基

本給の支給日に支給することができる。また、各月の末日までに、欠勤等の事由により、支給した基本給等と本来支給すべき基本給等との間に過不足が生じた場合には、翌月以降の基本給等において、これを精算する。

(非常の場合の給与支給の特例)

第7条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給与を請求した場合には、給与期間中給与の支給日前であっても、請求の日までの給与を日割計算によりその際支給する。

(新たに職員となった者等の給与の支給方法等)

第8条 新たに職員となった者には、その日から給与を支給し、昇給、降給等により基本給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給与を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給与を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給与を支給する場合であって、第6条第1項に規定する期間の初日から支給するとき以外のとき、又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その期間の現日数から勤務時間規程第6条第2項、第6条の2第2項及び第7条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(基本給表)

第9条 職員の受ける基本給は、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して決定する。

2 基本給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事務職基本給表(一) (別表第1)
- (2) 事務職基本給表(二) (別表第2)
- (3) 医療職基本給表(一) (別表第3)
- (4) 医療職基本給表(二) (別表第4)
- (5) 医療職基本給表(三) (別表第5)
- (6) 教育職基本給表(四) (別表第6)
- (7) 削除

3 前項に掲げる、各基本給表の適用範囲は、次に定めるところによる。

- (1) 事務職基本給表(一)は、他の基本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。
- (2) 事務職基本給表(二)は、次に掲げる職員に適用する。

ア 主として地域医療連携業務に従事する社会福祉士、精神保健福祉士その他の事務職員

イ 主として診療情報管理業務に従事する診療情報管理士その他の事務職員

ウ ア及びイにおいて定めるもののほか、主として特定の業務に従事する職員で理事長が認める者

- (3) 医療職基本給表(一)は、医師及び歯科医師である職員に適用する。
- (4) 医療職基本給表(二)は、次に掲げる職員に適用する。

ア 薬剤師

イ 管理栄養士

ウ 診療放射線技師

エ 臨床検査技師

オ 臨床工学技士

カ 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士

キ 臨床心理士

ク 視能訓練士

ケ 歯科衛生士

コ その他理事長が認める職員

(5) 医療職基本給表（三）は、保健指導又は看護等に従事する保健師、助産師、看護師及び准看護師である職員（教育職基本給表（四）の適用を受ける者を除く。）に適用する。

(6) 教育職基本給表（四）は、奈良看護大学校に勤務する教育を直接本務とする職員に適用する。

(7) 削除

4 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを基本給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な役職は、別表第8のとおりとする。

（職員の職務の級の決定等）

第10条 職員の職務の級は、理事長が決定する。

2 削除

3 新たに基本給表の適用を受ける職員となった者の号給は、別表第10で定める初任給の基準に従い、理事長が決定する。

4 前項の規定にかかわらず、職員が一つの職務の級から他の職務の級に移った場合の号給、一つの職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給、新たに職員となった者のうち経験年数を有する者の号給、人事交流により採用された者の初任給については、別に理事長が定めることができる。

5 再雇用職員（地方独立行政法人奈良県立病院機構有期雇用職員就業規則第2条第4号に規定する再雇用職員をいう。）の基本給月額、その者に適用される基本給表の再雇用職員の欄に掲げる基本給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

6 再雇用短時間勤務職員の基本給月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による基本給月額に、理事長により定められたその者の勤務時間を勤務時間規程第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（昇格）

第11条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、昇格させようとする日以前3年間に於いて同日の前日に属する職務の級に分類されている職務に従事していた職員が、昇格させようとする日以前3年間に於ける人事評価の結果及び勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づき、昇格させようとする職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。

3 削除

4 第1項から第2項までの規定により職員を昇格させる場合において、職員を2級以上上位の職務の級に決定する特別の事情があると認められる場合として理事長の定める場合に該当するときは、その者の属する職務の級を2級以上上位の職務の級に決定するものとする。

5 第3項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する期間が1年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合であらかじめ理事長の承認を得たときは、この限りでない。

6 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される基本給表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第11に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

7 前6項のほか、職員の昇格に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(降格)

第11条の2 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

2 前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の人事評価の結果又は勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づきその職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。

3 職員から書面による同意を得た場合には、第1項の規定により当該職員を降格させることができる。

4 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される基本給表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第11の2に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

5 前4項のほか、職員の降格に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(昇給)

第12条 職員の昇給は、毎年4月1日(以下「昇給日」という。)に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の昇給日前1年間における人事評価の結果がある職員の成績に応じて決定される昇給の区分(以下「昇給区分」という。)は、以下の各号に掲げる職員のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において第1号ア若しくはイ又は第3号ア若しくはイに掲げる職員に該当するか否かの判断は、理事長が別に定めるところにより行うものとする。

(1) 人事評価の結果が特に良好である職員(上位又は中位の段階である職員)のうち、次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分

ア 勤務成績が極めて良好である職員 A

イ アに掲げる職員以外の職員 B

(2) 前号及び次号に掲げる職員以外の職員 C

(3) 人事評価の結果が良好でない(下位の段階である職員)のうち、次に掲げる職員のいずれかに該当するかに応じ、次に定める昇給区分

ア 勤務成績がやや良好でない職員 D

イ 勤務成績が良好でない職員 E

3 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1) 理事長が別に定める事由以外の事由によって昇給日前1年間(当該期間の中途において新たに職員となったものにあつては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。)の6分の1以上に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員(前項第3号イに掲げる職員及び次号に掲げる職員を除く。) D

(2) 理事長が別に定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E

4 第1項の規定による昇給の号給数は、次の各号に掲げる昇給区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とし、Eの昇給区分に該当する職員は昇給しない。

(1) A 8号給以上

(2) B 6号給

(3) C 4号給(医療職基本給表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が7級である職員又は医療職基本給表

(三) の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上である職員（以下「特定職員」という。）にあつては 3 号給)

(4) D 2 号給

5 50 歳を超える職員又は事務職基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務が 8 級以上である職員又は医療職基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務が 4 級以上である職員に関する昇給は、第 2 項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、次の各号に掲げる昇給区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とし、C、D 及び E の昇給区分に該当する職員は、昇給しない。

(1) A 2 号給以上

(2) B 1 号給

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

8 前 7 項のほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(医療職基本給表（三）の適用を受ける職員における号給の調整)

第 12 条の 2 医療職基本給表（三）の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級に昇格した者（平成 28 年 3 月 18 日改正附則第 5 条の規定により職務の級が読み替えられた職員を含む）については、第 12 条第 4 項第 1 号から第 3 号に掲げる昇給区分に該当する職員は当該各号の号給数から 4 を減じて得た数を号給数とし、同条同項第 4 号に掲げる昇給区分に該当する職員は昇給しない。

(研修、表彰等による昇給)

第 13 条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める日に、第 12 条第 1 項の規定による昇給をさせることができる。

(1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日

(2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があつたことにより、又は特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、顕著な功労があつたことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰又は顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日

(3) 就業規則第 23 条第 1 項第 8 号の規定により退職する場合 退職の日

(特別の場合の昇給)

第 14 条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、第 12 条第 1 項の規定による昇給をさせることができる。

(基本給の調整額)

第 15 条 (削除)

(初任給調整手当)

第 16 条 医療職基本給表（一）の適用を受ける職員には、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）に規定する歯科医師免許証を取得した日の属する年度から起算して、初任給調整手当を支給しようとする日の属する年度までの数に応じて、別表第 12 に掲げる額を、初任給調整手当として支給する。

(扶養手当)

第 17 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する扶養親族（第 3 項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が 9 級であるもの及び同表以外の各基本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに

相当するものとして理事長が定める職員（以下「事9級職員等」という。）に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第一号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については一人につき13,000円、扶養親族たる父母等については一人につき6,500円（事務職基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各基本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事8級職員等」という。）にあつては3,500円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を前項の規定による額に加算した額とする。

5 削除

6 削除

7 削除

8 新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、その旨を速やかに届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があつた場合についても、同様とする。

9 前項の規定にかかわらず、所属長において扶養の事実等を認定することができる場合として理事長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

10 扶養手当の支給は、職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（理事長が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で理事長が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

11 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（地域手当）

第18条 地域手当は、法人に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額は、基本給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、100分の5.4を乗じて得た額とする。

3 医療職基本給表（一）の適用を受ける職員には、当分の間、前項の規定にかかわらず、基本給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の16を乗じて得た額の地域手当を支給する。

（住居手当）

第19条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するための住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料

を含む。以下同じ。)を支払っている職員(次の各号に該当する職員を除く。)

ア 地方独立行政法人奈良県立病院機構及び地方公共団体から貸与された職員公舎に居住している職員

イ 職員の扶養親族たる者(第17条第2項に規定する扶養親族で同条第5項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。)が所有する住宅及び職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに理事長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

(2) 削除

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に掲げる額及び第2号に掲げる額の合計額)とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1の額が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、別に定める様式により、その居住の実態を速やかに理事長に届出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。

4 理事長は、職員から前項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

5 住居手当の支給は、職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第3項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

6 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(通勤手当)

第20条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車で、同法第3条に規定する自動二輪車以外のものをいう。以下同じ。)又は自転車、自動二輪車、原動機付自転車及びその他の原動機付の交通用具(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車又は自転車等を使用しないで徒歩により通

勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車又は自転車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車若しくは自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車又は自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、当該期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1カ月当たりの運賃等相当額」という。))が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1カ月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- (2) 前項第2号に掲げる職員 片道の使用距離に応じ、支給単位期間につき、自動車を使用する職員にあっては別表第13、自転車等を使用する職員にあっては別表第14で定める額(自動車を使用する職員で自動車の駐車のための施設(回数利用券又は一時預かりによる施設でないものに限る。以下「駐車場」という。))を併せて利用しているもの(現に駐車場を利用して、その利用料金を負担することを常例としているものに限る。))にあっては、一箇月当たりの駐車場の利用に要する料金の2分の1に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加算した額とする。ただし、その額が3千円を超えるときは、3千円とする。)(再雇用短時間勤務職員等のうち、平均1カ月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額)
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車又は自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車又は自転車等の使用距離等の事情を考慮して、次に掲げるとおりとする。

ア 普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除いた職員のうち、自動車又は自転車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車又は自転車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員第2項第1号及び第2号に定める額(同項第1号に規定する1カ月当たりの運賃等相当額及び同項第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

イ 1カ月当たりの運賃等相当額(2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下「1カ月当たりの運賃等相当額等」という。))が前号に定める額以上である職員(アに掲げる職員を除く。)

第1号に定める額

ウ 1箇月当たりの運賃等相当額等が第2号に定める額未満である職員(アに掲げる職員を除く。)

第2号に定める額

- 3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員のうち、次項に定める基準に照らして、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等を利用しなければ通勤することが困難であって、かつ、その利用が通勤事情の改善に相当程度資すると認められる職員で、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。))を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1カ月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1カ月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の新幹線鉄道等の利用が通勤事情の改善に相当程度資すると認められる基準は、次に掲げるものとする。
- (1) 新幹線鉄道等(高速自動車国道等の有料の道路を除く。)を利用する場合には、その利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると認められるものであること。
- (2) 高速自動車国道等の有料の道路を利用する場合には、その利用による通勤の時間及び距離の短縮並びに職員の通勤に係る交通事情等に照らしてその利用により得られる通勤事情の改善が前号に相当すると認められるものであること。
- 5 通勤手当は、支給単位期間(次の各号に定める手当にあっては、当該各号に定める期間)に係る最初の月の第6条第2項で定める日に支給する。ただし、支給日までに当該支給に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。
- (1) 職員が二以上の普通交通機関等を利用するものとして第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合(次号に該当する場合を除く。)において、1カ月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間
- (2) 職員が第2項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1カ月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間
- (3) 職員が二以上の新幹線鉄道等を利用するものとして新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給される場合において、第3項第1号に規定する1カ月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間
- 6 通勤手当の支給は、職員に新たに第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実を生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に届出がなされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。
- 7 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改訂する場合における支給額の改定について準用する。
- 8 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の第1号で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して第2号及び第3号で定める額を返納させるものとする。
- (1) ア 離職し、若しくは死亡した場合又は第1項の職員たる要件を欠くに至った場合

イ 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のための負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

ウ 月の中途において就業規則第 15 条の規定により休職にされ、就業規則第 37 条の規定により育児休業し、又は就業規則第 45 条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が 2 以上の月にわたることとなるとき。

エ 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

- (2) ア 1 カ月当たりの運賃等相当額等(第 2 項第 3 号アに掲げる職員にあっては、1 カ月当たりの運賃等相当額及び第 2 項第 2 号に定める額の合計額。以下この項において同じ。)が 55,000 円以下であった場合 前号イに掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等(前号イの改定後に 1 カ月当たりの運賃等相当額等が 55,000 円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等)、前号ア、ウ又はエに掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額(次のイにおいて「払戻金相当額」という。)

イ 1 カ月当たりの運賃等相当額等が 55,000 円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

① ②に掲げる場合以外の場合 55,000 円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前号ア～エに掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0)

② 第 5 項第 1 号又は第 2 号に掲げる通勤手当を支給されている場合 55,000 円に事由発生月の翌月から同項第 1 号若しくは第 2 号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、0)

- (3) ア 1 カ月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額(二以上の新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この項において「1 カ月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額等」という。)が 20,000 円以下であった場合 第 1 号イに掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る新幹線鉄道等(同号イの改定後に 1 カ月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額等が 20,000 円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての新幹線鉄道等)、同号ア、ウ若しくはエに掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の 2 分の 1 に相当する額(次のイにおいて「払戻金 2 分の 1 相当額」という。)

イ 1 カ月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額等が 20,000 円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

① ②に掲げる場合以外の場合 20,000 円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前号ア～エに掲げる事由に係る新幹線鉄道等についての払戻金 2 分の 1 相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0)

② 第 5 項第 3 号に掲げる通勤手当を支給されている場合 20,000 円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての新幹線鉄道等についての払戻金 2 分の 1 相当額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、0)

- (4) 第 8 項の規定により職員に前 2 号に定める額を返納させる場合において、給与から当該額を差し引くことがで

きる。

9 この条において「支給単位期間」とは、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間(自動車又は自転車等に係る通勤手当にあっては、1カ月)をいう。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 当該普通交通機関等又は新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6カ月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあっては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等若しくは新幹線鉄道等 1カ月

10 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、就業規則第18条第2号の規定による定年退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務場所を異にする異動又は勤務場所の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることが前項第1号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月)までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

第21条 削除

(特殊勤務手当)

第22条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を基本給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 死体処理作業に従事する職員の特殊勤務手当
- (2) 防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当
- (3) 病院に勤務する職員の特殊勤務手当
- (4) 高所作業に従事する職員の特殊勤務手当
- (5) 精神保健に関する業務に従事する職員の特殊勤務手当
- (6) 災害現場等で支援活動業務に従事する職員の特殊勤務手当

(死体処理作業手当)

第23条 死体処理作業に従事する職員の特殊勤務手当は、事務職基本給表(一)又は医療職基本給表(三)の適用を受ける者が、人の死体の解剖に伴う処理作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき1,400円とする。

(防疫作業従事手当)

第24条 防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当は、防疫作業に従事する職員(医師を除く。)が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。)第6条第1項に規定する感染症(同条第5項に規定する四類感染症及び同条第6項に規定する五類感染症を除く。)の病原体を保有し、若しくは保有している疑いがある者の救護若しくは当該感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いがある物件の処理作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、従事した日一日につき300円とする。

(病院勤務手当)

第 25 条 病院に勤務する職員の特殊勤務手当は、次の各号に定める職員に対して支給する。

- (1) 削除
- (2) 削除
- (3) 削除
- (4) 削除
- (5) 削除
- (6) 削除
- (7) 削除
- (8) 死体を搬送する自動車の運転に従事する職員
- (9) 正規の勤務時間以外の時間において、救急患者等に対処するために緊急の呼出しを受けた場合の救急医療等の業務で、救急患者等に対して緊急に行う医療業務（分べんに関する業務を含む。）に従事する職員及び正規の勤務時間において、分べんに関連する業務に従事する医師
- (10) 正規の勤務時間以外の時間において、緊急手術（救命救急センターにおける処置及び分べんに関連する緊急医療業務を含む）に従事する医師
- (11) 深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下同じ。）、週休日、休日に緊急手術（救命救急センターにおける処置及び分べんに関連する緊急医療業務を含む）に従事する医師及び深夜、週休日、休日に呼び出しを受けて医療業務に従事する職員（医師を除く。）
- (12) 正規の勤務時間の深夜において、業務に従事する職員（医師及び看護助手を除く。）
- (13) 削除
- (14) 理事長が指定する専門看護師又は認定看護師として認定されている職員のうち、認定されている分野の看護業務を行い、かつ当該資格が看護業務に直接役立つと理事長が認める助産師、看護師
- (15) 次の各区分のいずれかに該当する職員
 - ア 法人内の奈良看護大学校において本務外として看護師養成のための講義（奈良看護大学校以外の場所からオンラインで行う場合を含む。）に従事した職員
 - イ 医療専門職教育研修センターにおいて本務外として保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）（以下、「保助看法」という。）第 37 条の 2 第 2 項第 4 号に規定する特定行為研修のための講義（医療専門職教育研修センター以外の場所からオンラインで行う場合を含む。）に従事した職員
- (16) 救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターに搭乗し、救急医療等の業務（業務に係る訓練を含む）に従事した医師及び看護師
- (17) 地方独立行政法人奈良県立病院機構安全衛生管理規程第 9 条の規定により産業医に選任された医師
- (18) 診療部長業務に従事する医師
- (19) 交替制勤務による正規の勤務時間の深夜において、業務に従事する医師
- (20) 正規の勤務時間の深夜において、看護補助等の業務に従事する看護助手
- (21) 次の各区分のいずれかに該当する職員（ア及びイの区分に該当する者は、アの区分に該当するものとみなす。）
 - ア 保助看法第 37 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する指定研修機関であって、理事長が認める指定研修機関を修了し、厚生労働省の「看護師特定行為・業務試行事業」の対象となる行為又は業務を行う助産師又は看護師
 - イ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）にいう大学院であって、理事長が定める教育課程を修了し、麻酔科医と協働して患者の麻酔管理の業務を行う看護師
- (22) 高度又は専門的な技術の指導のため、通常勤務する病院以外の法人内の病院で指導を行った職員
- (23) 厚生労働省が指定する面接指導実施医師養成講習を修了し、長時間労働の医師（1 か月の時間外・休日労働が

100 時間以上となることが見込まれる医師) に対して面接指導を実施した医師

(24) 本務として情報システム管理業務に従事し、事務職基本給表(一)の適用を受ける職員

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 削除
- (2) 削除
- (3) 削除
- (4) 削除
- (5) 削除
- (6) 削除
- (7) 削除
- (8) 第 8 号に規定する職員 従事した日一日につき 1,400 円
- (9) 第 9 号前段に規定する職員 勤務 1 回につき 10,000 円、第 9 号後段に規定する医師 勤務 1 回につき 5,000 円
- (10) 第 10 号に規定する医師 勤務 1 回につき 7,500 円
- (11) 第 11 号に規定する職員 勤務 1 回につき 10,000 円
- (12) 第 12 号に規定する職員は、勤務 1 回につき次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額
 - ア その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 11,000 円
 - イ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる額
 - ① 深夜における勤務時間が 2 時間以上である場合 5,500 円
 - ② 深夜における勤務時間が 2 時間に満たない場合 4,500 円
- (13) 削除
- (14) 第 14 号に規定する専門看護師については勤務 1 月につき 5,000 円、認定看護師については勤務 1 月につき 3,000 円
- (15) 第 15 号に規定する職員 講義 1 回につき 4,700 円 (イの区分にあっては、所定時間 90 分の講義等に相当する額とし、他の所定時間の講義等にかかる手当の額は、上記手当額との均衡を考慮して理事長が定める。)
- (16) 第 16 号に規定する職員 勤務 1 回につき 1,900 円
- (17) 第 17 号に規定する医師 勤務 1 月につき 10,000 円
- (18) 第 18 号に規定する医師 業績に応じ、理事長が別に定める額
- (19) 第 19 号に規定する医師については、勤務 1 回につき次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額
 - ア その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 30,000 円
 - イ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる額
 - ① 深夜における勤務時間が 2 時間以上である場合 15,000 円
 - ② 深夜における勤務時間が 2 時間に満たない場合 12,300 円
- (20) 第 20 号に規定する看護助手については、勤務一回につき次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額
 - ア その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 7,500 円
 - イ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる額
 - ① 深夜における勤務時間が 2 時間以上である場合 3,800 円
 - ② 深夜における勤務時間が 2 時間に満たない場合 3,100 円
- (21) 第 21 号に規定する助産師又は看護師については、勤務 1 月につき 60,000 円
- (22) 第 22 号に規定する職員 指導した日 1 日につき理事長が別に定める額
- (23) 第 23 号に規定する医師 面接指導 1 回につき 2,000 円

(24) 第 24 号に規定する職員 勤務 1 月につき次の区分に応じ、当該区分に定める額

ア 独立行政法人情報処理推進機構による IT ストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、IT サービスマネージャ試験、システム監査技術者試験又は情報処理安全確保支援士試験の認定証を所有する職員 30,000 円

イ 独立行政法人情報処理推進機構による応用情報技術者試験の認定証を所有する職員 15,000 円

ウ 独立行政法人情報処理推進機構による基本情報技術者試験の認定証を所有する職員 7,500 円

エ 上記以外の職員 3,700 円

(高所作業従事手当)

第 26 条 高所作業に従事する職員の特殊勤務手当は、職員が地上、水面上又は床面上おおむね 10 メートル以上の足場の不安定な箇所で測量、調査、監督、保守点検又は営繕の作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、従事した日一日につき 370 円とする。

(精神保健業務手当)

第 27 条 精神保健に関する業務に従事する職員の特殊勤務手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 27 条第 3 項の規定に基づき当該職員が精神保健指定医の診察に立ち会ったとき。

(2) 職員が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 29 条の 2 の 2 第 1 項又は第 34 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の規定に基づき精神障害者を移送する業務に従事したとき。

(3) 職員が精神保健に関する相談、指導その他これらに類する業務を行ったとき。

2 前項の手当の額は、従事した日一日につき 300 円とする。

(災害派遣手当)

第 27 条の 2 災害現場等で支援活動業務に従事する職員の特殊勤務手当は、大地震等の災害時や新興感染症等のまん延時に、国等の要請に応じて災害現場等に派遣され、支援活動業務に従事した職員に支給する。

2 前項の手当の額は理事長が別に定める額とする。

(重複支給の禁止)

第 28 条 第 25 条の規定による特殊勤務手当を受ける職員(第 25 条第 1 項第 1 号から第 7 号までに定める職員に限る。)には、第 24 条の規定による特殊勤務手当は支給しない。

2 第 25 条第 1 項第 11 号の規定による特殊勤務手当が支給される業務については、同項第 9 号後段及び同項第 10 号の規定による特殊勤務手当は支給しない。

3 第 25 条第 1 項第 21 号の規定による特殊勤務手当の支給を受ける職員には、同項第 14 号の規定による特殊勤務手当は支給しない。

(超過勤務手当)

第 29 条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 42 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ定める割合(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(第 33 条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務 100 分の 125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100 分の 135

2 再雇用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、

その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「それぞれ定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間規程第7条の規定により、あらかじめ勤務時間規程第5条第2項若しくは第6条第1項又は第6条の2第1項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(次の各号に定める時間を除く。以下「第3項超過勤務時間」という。)に対して、勤務1時間につき、第42条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- (1) 休日等(第33条に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等をいう。)が属する週において、職員が休日等に勤務を命ぜられ、第33条に規定する休日勤務手当の支給を受けたときに、当該週に週休日の振替等(勤務時間規程第7条第1項に規定する週休日の振替等をいう。)により勤務時間が割り振られた場合における次に掲げる時間

ア 当該週の勤務時間が38時間45分に当該休日等に勤務した時間を加えた時間以下になるときの割振り変更前の正規の勤務時間(第3項及び第4項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間をいう。以下この条において同じ。)を超えて勤務した時間

イ 当該週の勤務時間が38時間45分に当該休日等に勤務した時間を加えた時間を超えるときの割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、当該休日等に勤務した時間数に相当する時間。ただし、割振り変更前の正規の勤務時間が38時間45分を超える場合においては、38時間45分に当該休日等に勤務した時間を加えた時間から割振り変更前の正規の勤務時間を差し引いた時間数に相当する時間とし、割振り変更前の正規の勤務時間が38時間45分に満たない場合においては、当該休日等に勤務した時間に次号のイに該当する時間を加えた時間数に相当する時間

- (2) 38時間45分に満たない勤務時間が割り振られている週に週休日の振替等により勤務時間が割り振られた場合における次に掲げる時間。ただし前号のイに該当する場合を除く。

ア 当該週の勤務時間が38時間45分以下になるときの割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した勤務時間

イ 当該週の勤務時間が38時間45分を超えるときの割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した勤務時間のうち38時間45分から当該割振り変更前の正規の勤務時間を差し引いた時間数に相当する時間

- 4 再雇用短時間勤務職員が、勤務時間規程第7条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられて勤務した勤務のうち、その勤務の時間(前項各号で定める時間を除く。)と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、前項の規定にかかわらず、同項の超過勤務手当は、支給しない。

- 5 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間規程第6条第2項及び第6条の2第2項の規定に基づく週休日における勤務のうち別に定めるものを除く。)の時間(以下「第1項超過勤務時間」という。)と第3項超過勤務時間との合計が、1カ月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第3項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第42条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- (1) 第1項超過勤務時間100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

- (2) 第3項超過勤務時間100分の50

- 6 勤務時間規程第12条に規定する60時間超代休時間を指定された場合において、当該60時間超代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該60時間超代休時間の指定に代えら

れた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、第 42 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

(1) 第 1 項超過勤務時間 100 分の 150 (その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175) から第 1 項に規定する割合 (その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合) を減じた割合

(2) 第 3 項超過勤務時間 100 分の 50 から第 3 項に規定する割合を減じた割合

7 第 2 項に規定する 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間について前 2 項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第 1 号中「第 1 項に規定する割合」とあるのは、「100 分の 100」とする。

8 第 4 項に規定する 38 時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間について第 5 項及び第 6 項の規定の適用がある場合における当該時間に対する同項の規定の適用については、同項第 2 号中「100 分の 50 から第 3 項に規定する割合を減じた割合」とあるのは、「100 分の 50」とする。

9 第 34 条第 1 項に規定する職員が正規の勤務時間を超えて勤務した場合には、その勤務が深夜の場合に限り、第 1 項を準用する。

(宿日直手当)

第 30 条 宿日直手当の支給される勤務は、次の各号に掲げる勤務とする。

(1) 勤務時間規程第 9 条第 1 項第 1 号に掲げる勤務

(2) 勤務時間規程第 9 条第 1 項第 2 号に掲げる勤務

(3) 勤務時間規程第 9 条第 1 項第 3 号に掲げる勤務

2 前項の勤務についての宿日直手当の額は、その勤務一回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が 5 時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に 100 分の 50 を乗じて得た額とする。

(1) 第 1 号の勤務については、5,000 円

(2) 第 2 号の勤務については、5,900 円

(3) 第 3 号の勤務については、30,000 円

3 前項の規定にかかわらず、執務時間が午前 8 時 30 分から午後 0 時 30 分までと定められている日及びこれに相当する日に退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあつては、同項各号に掲げる額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。

4 第 1 項の勤務は、前条、第 32 条及び第 33 条の勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第 31 条 第 34 条第 1 項に規定する職員が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間規程第 6 条第 2 項及び第 6 条の 2 第 2 項の規定に基づく週休日又は勤務時間規程第 18 条第 1 号に規定する祝日法による休日(勤務時間規程第 19 条第 1 項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)若しくは勤務時間規程第 18 条第 2 号に規定する年末年始の休日(勤務時間規程第 19 条第 1 項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、次項による勤務及びその勤務が深夜の場合を除く。

2 第 34 条第 1 項に規定する職員(医療職基本給表の適用を受けるものに限る)が、次に定める勤務を行った場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、その勤務が深夜の場合を除くものとする。

- (1) 宿日直勤務を行っている際に、診療等の業務（宿日直勤務において実施することとされているものを除く。）を行った場合
- (2) 正規の勤務時間以外の時間（週休日等を含む。）において、緊急の呼び出しにより勤務した場合
- (3) 前2号に規定する場合を除く外、理事長が定める勤務を行った場合

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第1項又は第2項の勤務をした場合、別表第15に掲げる職員（医療職基本給表（一）の適用を受けるものを除く。）の占める職について定められた支給種別（同表備考の規定により当該職に対応する区分欄の区分により一段高い区分又は一段低い区分とされている場合は、当該支給種別）に応じ、それぞれ次に定める額とする。ただし、第1項又は第2項の規定による勤務に従事する時間が6時間を超える場合にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

ア 一種 12,000 円

イ 二種及び三種 10,000 円

ウ 四種 8,000 円

エ 五種及び六種 7,000 円

オ 七種 6,000 円

カ 八種 4,000 円

- (2) 第1項又は第2項の勤務をした場合、別表第15に掲げる職員（医療職基本給表（一）の適用を受けるものに限る。）の占める職について定められた支給種別（同表備考の規定により当該職に対応する区分欄の区分により一段高い区分又は一段低い区分とされている場合は、当該支給種別）に応じ、それぞれ次に定める額とする。

①その勤務時間が6時間以内である場合

ア 三種 17,000 円

イ 四種 15,500 円

ウ 五種 14,000 円

②その勤務時間が6時間を超える場合

ア 三種 25,500 円

イ 四種 23,250 円

ウ 五種 21,000 円

（夜間勤務手当）

第32条 正規の勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第42条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

（休日勤務手当）

第33条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第42条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135（12月29日から1月3日までの勤務にあっては、100分の150）を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして、国の行事の行われる日で理事長が指定する日において勤務した職員についても、同様とする。

（管理職手当）

第34条 管理又は監督の地位にある職員のうち別表第15の中欄に掲げる職を占めるものについて、その職務の特殊性に基づき、管理職手当を支給する。

2 管理職手当の額は、第1項に定める職員について、それぞれ別表第15の右欄に定める支給種別に該当する額（育児

短時間勤務職員にあっては、その額にその者の勤務時間を勤務時間規程第3条に規定する勤務時間で除して得た額を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

3 前項の管理職手当は、基本給月額額の100分の25を超えてはならない。

(看護師長看護主任手当)

第34条の2 看護師長及び看護主任の職にある者について、その職務の特殊性に基づき、看護師長看護主任手当を支給する。

2 看護師長看護主任手当の額は、看護師長について3,000円、看護主任について2,000円とする。

3 看護師長看護主任手当は、管理職手当の支給方法に準じて支給する。

(期末手当)

第35条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第37条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ第6条第4項で定める日(次条及び第37条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、又は死亡した職員(第45条第6項の規定の適用を受ける職員及び次の各号で定める職員を除く。)についても、同様とする。

(1) その退職し、又は死亡した日において次条第1項各号のいずれかに該当する職員であった者

(2) その退職の後基準日までの間において再び職員又は役員(非常勤である者にあつては、再雇用短時間勤務職員に限る。)となった者

(3) その退職に引き続き次に掲げる者(非常勤である者にあつては、再雇用短時間勤務職員に限る。)となった者

ア 国、奈良県又は奈良県以外の地方公共団体の職員(法人の在職期間が国、奈良県又は奈良県以外の地方公共団体の職員としての在職期間に通算される者に限る。)

イ 特定独立行政法人の職員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の職員をいう。以下同じ。)のうち、法人の在職期間が当該特定独立行政法人としての在職期間に通算される者

ウ 特定地方独立行政法人の職員(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の職員をいう。以下同じ。)のうち、法人の在職期間が当該特定地方独立行政法人としての在職期間に通算される者

エ 一般地方独立行政法人の職員(地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人の職員をいう。以下同じ。)のうち、法人の在職期間が当該一般地方独立行政法人としての在職期間に通算される者で、制度上の調整がなされている者

オ 県設立一般地方独立行政法人の役員(奈良県職員に対する退職手当に関する条例(昭和28年10月奈良県条例第40号)第8条第1項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員をいう。以下同じ。)のうち、法人の在職期間が当該県設立一般地方独立行政法人の役員としての在職期間に通算される者

カ 公庫等職員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等職員をいう。以下同じ。)のうち在職期間に通算される者で、制度上の調整がなされている者

キ 退職派遣職員(公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者をいう。以下同じ。)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額(事務職基本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各基本給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち第6項で定める職員に限る。第38条において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の110を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

- (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80
 - (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60
 - (4) 3 箇月未満 100 分の 30
- 3 前項に規定する在職期間は、第 3 条第 1 項に規定する職員として在職した期間とする。ただし、期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。
- (1) 第 36 条第 2 項第 3 号から第 5 号までに掲げる職員として在職した期間については、その全期間
 - (2) 育児休業規程第 4 条の規定により育児休業をしている職員として、在職した期間については、その 2 分の 1 の期間
 - (3) 休職にされていた期間については、その 2 分の 1 の期間
 - (4) 育児休業規程第 25 条の規定により育児短時間勤務をしている職員として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間の 2 分の 1 の期間
 - (5) 就業規則第 39 条の規定により修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間については、その 2 分の 1 の期間
 - (6) 就業規則第 40 条の規定により自己啓発等休業の承認を受けて勤務しなかった期間については、その全期間
 - (7) 就業規則附則の規定により高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間については、その 2 分の 1 の期間
- 4 非常勤職員で勤務を要する日及び勤務時間が常勤の職員と同様である職員、公務疾病等による休職者（第 45 条第 1 項の規定の適用を受ける職員をいう。）並びに職員の育児休業等に関する規程第 4 条の規定により育児休業をしている職員のうち、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が 2 以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が 1 箇月以下である職員であった期間については、前項の規定に関わらず、除算は行わない。
- 5 第 3 項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。
- (1) 基準日以前 6 カ月以内の期間において、次に掲げる者が第 3 条第 1 項に規定する職員となった場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間
 - ア 奈良県教育長
 - イ 奈良県の企業職員
 - ウ 奈良県の技能労務職員
 - エ 奈良県の特別職に属する職員
 - (2) 基準日以前 6 カ月以内の期間において、第 1 項第 3 号に掲げる者が引き続き第 3 条第 1 項の適用を受ける職員となった場合
 - (3) 前号の期間の算定については、第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。
- 6 第 2 項に規定する特定幹部職員は、次に掲げる職員（休職にされている職員のうち第 45 条第 1 項に該当する職員以外の職員及び派遣職員を除く。）のうち、第 34 条の規定による管理職手当の支給種別が 3 種の職を占める職員とする。
- (1) 事務職基本給表（一）の適用を受ける職員のうち、職務の級が 7 級以上の職員
 - (2) 医療職基本給表（一）の適用を受ける職員のうち、職務の級が 4 級の職員
- 7 再雇用職員に対する第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 130」とあるのは「100 分の 70」と、「100 分の 110」とあるのは「100 分の 60」とする。
- 8 第 2 項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

9 事務職基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの（主任主事、主任技師、主事及び技師の職にある者を除く。）並びに同表以外の各基本給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各基本給表につき別表第16で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、基本給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別表第16で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別表第16で定める割合を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で第11項で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

10 前項の管理又は監督の地位にある職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 第6項に規定する職員
- (2) その他理事長が別に定める職員

11 第9項の基本給月額に乘ずる割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

- (1) 第34条に掲げる職員のうち管理職手当の区分が1種の職を占める職員 100分の20
 - (2) 第34条に掲げる職員のうち管理職手当の区分が2種の職を占める職員 100分の15
 - (3) 第34条に掲げる職員のうち管理職手当の区分が3種の職を占める職員 100分の10
- （期末手当を支給しない場合）

第36条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、就業規則第44条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第23条第1項第1号から第3号の規定により解雇された職員
- (3) 基準日前1カ月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

2 前条第1項の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（前項各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員（第1号又は第5号に該当する職員のうち、それぞれ同号に該当する在職期間と次の各号のいずれかに該当しない在職期間とを有する者を除く）以外の職員とする。

- (1) 無給休職者（就業規則第15条第1項第1号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）
- (2) 刑事休職者（就業規則第15条第1項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）
- (3) 停職者（就業規則第45条第1項第3号の規定により停職にされている職員をいう。）
- (4) 非常勤職員（別に定めのある職員を除く。）
- (5) 専従休職者（就業規則第15条第1項第4号の規定により休職許可を受けている職員をいう。）
- (6) 育児休業規程第4条の規定により育児休業をしている職員のうち、同規程第15条第1項に規定する職員以外の職員
- (7) 無給派遣職員
- (8) 自己啓発等休業職員（就業規則第40条の規定により自己啓発等休業をしている職員をいう。）

（期末手当の支給の一時差止め）

第37条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の

各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する県民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下この条において「一時差止処分」という。)を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を理事長が別に定める公告を行うことをもって通知に代えることができる。この場合においては、その登載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

4 一時差止処分を受けた者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

6 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

7 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(勤勉手当)

第38条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価及び基準日以前6箇月以内の期間(理事長が別に定める場合にあつては、理事長が定めた当該期間)におけるその者の勤務の状況に応じて、それぞれ第6条第4項で定める日に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、又は死亡した職員(次の各号で定める職員を除く。)についても、同様とする。

(1) その退職し、又は死亡した日において次条第1項各号のいずれかに該当する職員であつた者

(2) 第35条第1項第2号及び第3号に掲げる者

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に理事長が次項に規定する職員の勤務期間による割合(同項において「期間率」という。)に第5項に規定する職員の勤務成績による割合(同条において「成績率」という。)を乗じて得た割合を乗じて

得た額に、第6項で定める基準に従って理事長が定める額を加算した額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。第7項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手

当の月額の合計額を加算した額に、100分の102.5(特定幹部職員にあっては、100分の122.5)を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5(特定幹部職員にあっては、100分の62.5)を乗じて得た額の総額

3 前項に規定する勤勉手当の期間率は、基準日以前6カ月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、次の各号に定める割合とする。

- (1) 勤務期間が6カ月の場合 100分の100
(2) 勤務期間が5カ月15日以上6カ月未満の場合 100分の95
(3) 勤務期間が5カ月以上5カ月15日未満の場合 100分の90
(4) 勤務期間が4カ月15日以上5カ月未満の場合 100分の80
(5) 勤務期間が4カ月以上4カ月15日未満の場合 100分の70
(6) 勤務期間が3カ月15日以上4カ月未満の場合 100分の60
(7) 勤務期間が3カ月以上3カ月15日未満の場合 100分の50
(8) 勤務期間が2カ月15日以上3カ月未満の場合 100分の40
(9) 勤務期間が2カ月以上2カ月15日未満の場合 100分の30
(10) 勤務期間が1カ月15日以上2カ月未満の場合 100分の20
(11) 勤務期間が1カ月以上1カ月15日未満の場合 100分の15
(12) 勤務期間が15日以上1カ月未満の場合 100分の10
(13) 勤務期間が15日未満の場合 100分の5
(14) 勤務期間が0日の場合 0

4 前項に規定する勤務期間は、本規程の適用を受ける職員として在職した期間とし、当該期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

- (1) 第36条第2項第3号から第5号までに掲げる職員(同条第4号に掲げる職員については、勤務を要する日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。)として在職した期間
(2) 育児休業規程第2条の規定により育児休業をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である職員を除く。)
(3) 休職にされていた期間(職務上の傷病等による休職者であった期間を除く。)
(4) 育児短時間勤務職員として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間
(5) 第41条第1項の規定により給与を減額された期間
(6) 兼業規程の規定による許可を得て勤務しなかったことにより給与を減額された期間
(7) 負傷又は疾病(職務上の負傷若しくは疾病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下この号において同じ。))による負傷若しくは疾病を除く。)により勤務しなかった期間から勤務時間規程第6条第2項及び第6条の2第2項の規定に基づく週休日又は勤務時間規程第18条第1号に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日等(次号において「週休日等」という。)を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

- (8) 介護休業規程第4条第1項の規定による介護休業の申出を行って勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (9) 育児休業規程第37条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間の合計が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (10) 就業規則第39条第1項の規定により修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間
- (11) 就業規則第40条第1項の規定により自己啓発休業の承認を受けて勤務しなかった期間
- (12) 介護休業規程第16条第1項の規定による介護部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間の合計が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- 5 第2項に規定する勤勉手当の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、理事長が定めるものとする。
- (1) 再雇用職員以外の職員 100分の205(特定幹部職員にあっては、100分の245)
- (2) 再雇用職員 100分の105(特定幹部職員にあっては、100分の125)
- 6 第2項に規定する勤勉手当の加算額は、理事長が別に定める額に期間率を乗じて得た額とする。この場合において勤勉手当基礎額に成績率を乗じて得た額に当該額を加算して得た額を、勤勉手当基礎額で除して得た割合は、前項各号に掲げる職員の区分に応じて、同項各号に掲げる割合の範囲内でなければならない。
- 7 第2項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき基本給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 8 第35条第9項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第9項中「前項」とあるのは、「第38条第6項」と読み替えるものとする。
- 9 第36条第1項及び第37条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第36条中「前条第1項」とあるのは「第38条第1項」と、同条第1項第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第38条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。
- 10 第2項各号のうち、100分の7.5を乗じて得た額の総額を超えない範囲の額を、法人の経営状況に応じ、理事長が別に定めるところにより支給できるものとする。

(勤勉手当を支給しない場合)

第39条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、勤勉手当を支給しない。

- (1) 退職者。ただし、公務疾病等による退職者を除く。
- (2) 第36条第2項第3号から第5号までのいずれかに該当する者(第5号に該当する職員のうち、同号に該当する在職期間と同条各号のいずれかに該当しない在職期間とを有する者を除く。)
- (3) 無給派遣職員
- (4) 育児休業規程第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、同規程第15条第2項に規定する職員以外の職員

(特定の職員についての適用除外)

第40条 第29条(第9項を除く。)、第32条及び第33条の規定は、第34条第1項に規定する職員には適用しない。

2 第16条、第17条、第18条第3項及び第19条の規定は、再雇用職員には適用しない。

(給与の減額)

第41条 職員が勤務しないときは、勤務時間規程第12条第1項に規定する60時間超代休時間、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他勤務しないことにつき特に理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、次条に規定する勤務1時間あたりの給与額を減額して給与を支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第42条 第29条、第32条、第33条及び前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給、初任給調整手当、地域手当、特殊勤務手当(月額を単位として支給するものに限る。)及び看護師長看護主任手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を、1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1日当たりの勤務時間に4月1日から翌年の3月31日までの間における勤務時間規程第18条に規定する祝日法による休日(土曜日に当たる日を除く。)及び同条に規定する年末年始の休日(日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

(単純な労務に雇用される者の給与の種類及び基準)

第43条 単純な労務に雇用される者に対しては、基本給、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を支給することができる。

2 単純な労務に雇用される者の給与の額は、この規程に規定する職員の給与の額を基準として、その職務の責任の特殊性に基づいて定めるものとする。

3 単純な労務に雇用される者で非常勤のものについては、それ以外の単純な労務に雇用される者の給料その他の給与との権衡を考慮して給料その他の給与を支給する。

(臨時又は非常勤の職員の給与)

第44条 臨時又は非常勤の職員(別に定めのある者を除く。)に対しては、それ以外の職員との給与の権衡を考慮して、予算の範囲内で、次の各号で定める基準に従い給与を支給する。

(1) 職員に対しては基本給、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を支給することができる。

(2) 前号の給与は、職務に有用な学歴、免許、経験等に基づき職務とその複雑、困難及び責任の程度が同程度のそれ以外の基本給表の適用を受ける職員の給与との権衡を考慮して理事長が定める基準により支給するものとする。

(3) 前号に定める基準は、限定的又は補助的な業務を行う者については日額又は時間給をもって、それ以外の職員については月額をもって給与を支給するよう定めるものとする。

(退職者の給与)

第45条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、退職の期間が満2年に達するまでは、これに基本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。

3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間が満1年に達するまでは、これを基本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が就業規則第15条第1項第2号若しくは第3号に掲げる事由又は第5号の規定に該当して退職にされたときは、その退職の期間中、これに基本給、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 就業規則第15条第1項の規定により退職にされた職員には、前4項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

6 第2項及び第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第35条第1項に規定する基準日前1箇月以内に

退職し、又は死亡したときは、第6条第4項で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、第35条第1項第2号及び第3号に該当する職員については、この限りでない。

7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第36条及び第37条の規定を準用する。この場合において、第36条中「前条第1項」とあるのは、「第45条第6項」と読み替えるものとする。

(専従退職者の給与)

第46条 就業規則第15条第1項第4号の規定により休職している職員には、その間は、いかなる給与も支給しない。

(雑則)

第47条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

別表 別添

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(承継職員に適用する基本給表の特例)

2 第 3 条第 1 項に規定する職員のうち、施行日の前日において、給与条例第 4 条第 1 項に規定する給料表の適用を受けていた職員（以下「承継職員」という。）に適用される基本給表は、平成 25 年 3 月 31 日に給与条例又は技能労務職員の給与等に関する規則（昭和 32 年 10 月奈良県規則第 62 号）（以下「技能労務職給与規則」という。）に基づいて適用されていた給料表に対応して、次の各号に定めるところによる。ただし、別に辞令を発せられた場合には、この限りではない。

- (1) 行政職給料表 事務職基本給表
- (2) 教育職給料表 (四) 教育職基本給表 (四)
- (3) 医療職給料表 (一) 医療職基本給表 (一)
- (4) 医療職給料表 (二) 医療職基本給表 (二)
- (5) 医療職給料表 (三) 医療職基本給表 (三)
- (6) 技能労務職給料表 技能労務職基本給表

(承継職員の職務の級及び号給の特例)

3 承継職員の施行日における職務の級及び号給については、平成 25 年 3 月 31 日に給与条例又は技能労務給与規則に基づいて適用されていた級及び号給とする。ただし、施行日において昇格又は昇給させる職員については、当該級及び号給を基礎として第 11 条又は第 12 条に基づいて決定された級及び号給とする。

(承継職員の基本給月額に関する特例)

4 (削除)

5 この規程の定めにかかわらず、平成 26 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）職員に支給する基本給月額については、第 10 条の規定により定められた額（以下「基本給基礎額」という。）から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合（以下「特定割合」という。）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

(1) 次の表に掲げる基本給表の適用を受ける職員のうち、それぞれ同表の右欄に定めるもの 100 分の 3

基本給表	職員
事務職基本給表 (一)	その職務の級が 8 級以上である職員
医療職基本給表 (一)	その職務の級が 4 級である職員のうち、役職加算割合が 20/100 以上である職員

(2) 次の表に掲げる基本給表の適用を受ける職員のうち、それぞれ同表の右欄に定めるもの 100 分の 2

基本給表	職員
事務職基本給表 (一)	その職務の級が 6 級から 7 級までである職員
医療職基本給表 (一)	その職務の級が 4 級である職員（第 1 号に定めるものを除く）
医療職基本給表 (二)	その職務の級が 6 級である職員のうち、役職加算割合が 100 分の 15 である者又は 7 級である職員
医療職基本給表 (三)	その職務の級が 5 級である職員のうち役職加算割合が 100 分の 15 であるもの又は 6 級以上である職員

(3) 次の表に掲げる基本給表の適用を受ける職員のうち、それぞれ同表の右欄に定めるもの 100 分の 0.5

基本給表	職員
------	----

事務職基本給表（一）	その職務の級が５級である職員のうち別表第 15 に規定する職員（別表第 15 において当該職員が占める職に係る区分が 7 種又は 8 種であるものを除く。以下この号において「特定管理職員」という。）
教育職基本給表（四）	その職務の級が 2 級である職員のうち特定管理職員であるもの
医療職基本給表（一）	その職務の級が 2 級又は 3 級である職員のうち特定管理職員であるもの
医療職基本給表（二）	その職務の級が 5 級又は 6 級である職員のうち特定管理職員であるもの（(2) で定める職員を除く）
医療職基本給表（三）	その職務の級が 5 級である職員のうち、特定管理職員であるもの（(2) で定める職員を除く）

6 前項の規定にかかわらず、基本給表適用職員に係る次に掲げる額の算出の基礎となる基本給月額、基本給基礎額とする。

(1) 手当の額

(2) (削除)

7 特例期間における基本給表適用職員の管理職手当の額は、第 34 条の規定にかかわらず、同条の規定に定められた額から当該額に特定割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

(適用日における諸手当の取扱)

8 承継職員のうち、施行日の前日において給与条例第 10 条に規定する扶養手当、同条例第 11 条の 5 に規定する住居手当、同条例第 11 条の 6 に規定する通勤手当及び同条例第 11 条の 7 に規定する単身赴任手当の支給を受けていた職員の施行日における第 16 条に規定する初任給調整手当、第 17 条に規定する扶養手当、第 19 条に規定する住居手当、第 20 条に規定する通勤手当及び第 21 条に規定する単身赴任手当については、別に支給要件等に異動がない限り、従前のとおりとする。

(期末手当等の在職期間等の特例)

9 承継職員に係る第 35 条第 3 項、第 4 項及び第 5 項の規定による在職期間並びに第 38 条第 4 項の規定による勤続期間には、給与条例第 2 条に定める職員としての在職期間を含む。

(適用日における休職者の給与の取扱)

10 承継職員のうち、施行日の前日において給与条例第 26 条に規定する休職者の給与の適用を受けていた職員の施行日における第 45 条に規定する休職者の給与については、別に発令がなされない限り、従前のとおりとする。

(初任給調整手当の平成 30 年 3 月 31 日までの間における特例)

11 第 16 条第 1 項第 1 号の規定により初任給調整手当を支給される職員のうち、産婦人科、小児科、麻酔科、脳神経外科、心臓血管外科又は救命救急センターの業務に従事することを本務とする医師に対する平成 30 年 3 月 31 日までの間における同条第 2 項に規定する初任給調整手当の月額は、同項の規定にかかわらず、別表第 12 に掲げる額に 20,000 円を加算した額とする。

12 特例期間における基本給表適用職員の管理職手当の額は、第 34 条の規定にかかわらず、同条の規定により定められた額から当該額に特定割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。ただし、地域手当の額の算出の基礎となる管理職手当の額は、この限りでない。

13 平成 21 年 4 月 1 日の前日において技能労務職員の給与等に関する規則別表第 1 の給料表の適用を受けていた職員の職務の級及び号給の切替えに関して経過措置等必要な事項は、技能労務職給与規則の規定を準用する。

14 平成 26 年 4 月 1 日に奈良県社会福祉事業団を退職して法人の職員に採用された者の給与の取扱は、平成 27 年 3 月

31 日までの間、奈良県社会福祉事業団の例による。

(防疫作業従事手当の特例)

- 15 令和 5 年 3 月 31 日までの間、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条に規定するものをいう。以下同じ。）の防疫作業に関しては、第 24 条第 1 項中「防疫作業に従事する職員（医師を除く。）」とあるのは「防疫作業に従事する職員」と、同条第 2 項中「300 円」とあるのは「1,000 円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者と同室若しくはこれに準ずる状態で長時間にわたり行う救護又は作業その他理事長がこれらに準ずると認める救護又は作業に従事した場合にあっては、4,000 円（当該額の範囲内で、これらの救護又は作業にかかる手当の額との均衡を考慮して理事長が定めた場合には、その額））」と読み替える。

(屋外診療従事調整手当等)

- 16 当分の間、新型コロナウイルス感染症にかかる屋外診療（自動車に乗車している患者を屋外において診療するものをいう。）又は宿泊療養施設の業務に従事した職員に対して、当該業務に従事した日ごとに当該業務に従事する職員にかかる費用として奈良県が定める額から当該職員の給与に相当する額を減じて得た額に相当する額を手当として支給することができる。

(緊急医療業務従事手当の特例措置)

- 17 令和 2 年 12 月 29 日から令和 3 年 1 月 3 日まで又は令和 3 年 5 月 1 日から同月 5 日までの間、奈良県総合医療センター又は奈良県西和医療センターに勤務した職員について、第 25 条第 1 項第 9 号に規定する緊急の呼出しを受けた場合の救急医療等の業務で、救急患者等に対して緊急に行う医療業務に従事したとみなし、同条第 2 項第 9 号に規定する額（理事長が特に必要と認めるときは、当該額の 2 倍を限度として別に定める額）を支給することができる。この場合において、第 25 条第 2 項第 9 号中「勤務 1 回につき」とあるのは、「勤務 1 日につき」と読み替える。

(新型コロナウイルス対応地域貢献業務従事手当)

- 18 当分の間、市町村又は医師会等の団体からの要請に応じ受託した新型コロナウイルス感染症にかかる業務のうち、理事長が認めた業務に従事した職員に対して、これらの業務の特殊性を考慮して、理事長が別に定める額を支給することができる。

(看護職員特別調整手当)

- 19 令和 4 年 2 月から当分の間、医療職基本給表（三）の適用を受ける職員（奈良県総合医療センター又は奈良県西和医療センターに勤務する者に限る。）について、看護職員特別調整手当を支給する。

- 20 看護職員特別調整手当の額は、令和 4 年 2 月から同年 9 月までの間においては 4,000 円、令和 4 年 10 月以降においては 12,000 円とする。

- 21 看護職員特別調整手当は、初任給調整手当の支給方法に準じて支給する。

(定年の引上げに伴う給与に関する特例措置)

- 22 当分の間、職員の基本給月額、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（以下、「特定日」という。）以後、当該職員に適用される基本給表の基本給月額のうち、第 9 条及び第 10 条の規定により当該職員の属する職務の級並びに第 9 条、第 10 条及び第 12 条第 2 項から第 5 項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。）とする。

- 23 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 医療職基本給表(一)の適用を受ける職員

(2) 地方独立行政法人奈良県立病院機構職員の定年等に関する規程第 5 条第 1 項又は第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する異動期間（同項又は同条第 2 項の規定により延長された期間を含む。）を延長された職員

- 24 就業規則第 22 条の 2 に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下、「異動日」という。）の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第 22 項の規定により当該職員の受ける基本給月額（以下、「特定日基本給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた基本給月額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。以下、「基礎基本給月額」という。）に達しないこととなる職員（理事長が別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第 22 項の規定により当該職員の受ける基本給月額のほか、基礎基本給月額と特定日基本給月額との差額に相当する額を基本給として支給する。
- 25 前項の規定による基本給の額と当該基本給を支給される職員の受ける基本給月額との合計額が第 9 条及び第 10 条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の基本給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎基本給月額と特定日基本給月額」とあるのは、「第 9 条及び第 10 条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の基本給月額と当該職員の受ける基本給月額」とする。
- 26 附則第 24 項の規定による基本給を支給される職員以外の附則第 22 項の規定の適用を受ける職員であつて、雇用の事情を考慮して当該給与を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける基本給月額のほか、理事長の定めるところにより、前 4 項の規定に準じて算出した額を基本給として支給する。
- 27 附則第 24 項または前項の規定による基本給を支給される職員に対する第 35 条第 9 項（第 38 条第 8 項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「基本給の月額」とあるのは、「基本給の月額と附則第 24 項又は第 26 項の規定による基本給の額との合計額」とする。
- 28 附則第 22 項から前項までに定めるもののほか、附則第 22 項の規定による基本給月額、附則第 24 項の規定による基本給その他附則第 22 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。
- （地域医療体制確保加算手当）
- 29 令和 8 年 6 月 1 日から当分の間、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（令和 8 年厚生労働省告示第 69 号）による診療報酬の算定に係る施設基準のうち、地域医療体制確保加算 2 に係る届出の要件を満たす診療科 に勤務する医師について、地域医療体制確保加算手当を支給する。
- 30 地域医療体制確保加算手当の額は、月額 5,000 円とする。
- 31 地域医療体制確保加算手当は、初任給調整手当の支給方法に準じて支給する。
- （外科医療体制確保特別加算手当）
- 32 令和 8 年 6 月 1 日から当分の間、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（令和 8 年厚生労働省告示第 69 号）による診療報酬の算定に係る施設基準のうち、外科医療体制特別確保加算に係る届出を行った診療科に勤務する医師が、当該診療報酬に係る加算の対象となる手術を執刀したとき又は助手として当該手術を支援したときは、外科医療体制特別確保加算手当を支給する。
- 33 外科医療体制特別確保加算手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該診療科の診療部長（診療部長が欠けた場合は院長が別に定める者とする。）の報告に基づき、基準日の属する月の前々月までの 6 箇月の期間（当該診療報酬の算定の対象となる月に限る。）における当該医師の執刀した件数及び助手として手術を支援した件数に応じて、第 6 条第 4 項に定める日に支給する。
- 34 外科医療体制特別確保加算手当の額は、次号に定めるところによるものとする。
- （1）外科医療体制特別確保加算手当は、外科医療体制特別確保加算に係る診療報酬の加算額に 100 分の 30 を乗じて得た額を、支給対象となる職員の数で按分して得た額に相当する額（当該額に 1,000 円未満の端数を生じたときは、これを 1,000 円に切り上げるものとする。）とする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 26 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成 26 年 12 月 25 日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、施行日現在在職する者（別に理事長が定める者を除く。）に対し、当該各号に定めるとおり適用する。

(1) 改正後の第 16 条第 1 項第 1 号、別表第 1 から別表第 6、別表第 11 のイ及び別表第 12 の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

(2) 改正後の第 38 条第 2 項第 1 号、同条同項第 2 号、同条第 5 項第 1 号及び同条同項第 2 号の規定は、平成 26 年 12 月 1 日から適用する。ただし、平成 27 年 3 月 31 日までの間においては、第 38 条第 2 項第 1 号中「100 分の 75.0」とあるのは「100 分の 82.5」と、「100 分の 95.0」とあるのは「100 分の 102.5」と、同条同項第 2 号中「100 分の 35.0」とあるのは「100 分の 37.5」と、「100 分の 45.0」とあるのは「100 分の 47.5」とする。

(給与の内払)

3 改正後の地方独立行政法人奈良県立病院機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）を適用する場合においては、改正前の職員給与規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与規程による給与の内払とみなす。

(その他)

4 この規程に定めのない事項については、一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 26 年 12 月 22 日奈良県条例第 31 号）の例によるものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

2 平成 27 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及びこれに準ずる職員の新号給（切替日の前日において別表第 1 から別表第 5 までの基本給表の適用を受けていた職員の切替日における号給をいう。）については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(号給の切替に伴う経過措置)

3 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、第 1 号に掲げる合計額が第 2 号に掲げる合計額に達しないこととなるものには、平成 30 年 3 月 31 日までの間、基本給月額のほか、第 1 号に掲げる基本給月額と第 2 号に掲げる基本給月額との差額に相当する額を給料として支給する。

① その者に適用される基本給表の職務の級及び号給に基づく基本給月額とこれに対する地域手当の額との合計額

② 切替日の前日において適用されていた基本給表の職務の級及び号給に基づく基本給月額とこれに対する現在に勤務する勤務場所に係る改正前の職員給与規程第 18 条の規定による地域手当の額との合計額

(2) 前項において「基本給月額」とは、平成 26 年 4 月 1 日附則第 5 条の規定の適用がないものとした場合の職員が受けるべき基本給月額をいう。

(3) 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける職員（第1項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、同項の規定に準じて、給料を支給する。

(4) 切替日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった職員及び平成26年4月1日附則第13条の規定の適用を受ける職員について、採用の事情等を考慮して第1項又は前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、第1項又は前項の規定に準じて、給料を支給する。

(期末手当基礎額、勤勉手当基礎額及び平成26年4月1日附則第5条の取扱)

4 前条の規定による給料を支給される職員に関する職員給与規程第35条第9項（第38条第8項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の適用については、職員給与規程第35条第9項中「基本給月額」とあるのは「基本給月額と附則第3条第1項、第2項及び第3項の規定による給料の額との合計額」とする。

(2) 前条の規定による給料を支給される職員に関する平成26年4月1日附則第5条の規定の適用については、これらの規定中「定められた額」とあるのは、「定められた額と附則第3条第1項、第3項及び第4項の規定による給料の額との合計額」とする。

(経過措置適用に伴う地域手当の支給割合)

5 附則第3条第1項、第3項及び第4項の規定による給料を支給される職員に係る地域手当の支給割合については、改正後の職員給与規程第18条の規定にかかわらず、改正前の職員給与規程第18条の規定の例による。

(平成30年3月31日までの間における職員給与規程の適用に関する特例)

6 平成30年3月31日までの間における次の各号に定める表の左欄に掲げる職員給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

①平成27年4月1日から平成28年3月31日

第18条第2項	地方独立行政法人奈良県立病院機構法人本部事務局 100分の7 奈良県総合医療センター 100分の7 奈良県西和医療センター 100分の6 奈良県総合リハビリテーションセンター 100分の5	地方独立行政法人奈良県立病院機構法人本部事務局 100分の5.5 奈良県総合医療センター 100分の5.5 奈良県西和医療センター 100分の3.5 奈良県総合リハビリテーションセンター 100分の3.5
第18条第3項	100分の16	100分の15.5

②平成28年4月1日から平成28年12月31日

第18条第2項	地方独立行政法人奈良県立病院機構法人本部事務局 100分の7 奈良県総合医療センター 100分の7 奈良県西和医療センター 100分の6 奈良県総合リハビリテーションセンター 100分の5	地方独立行政法人奈良県立病院機構法人本部事務局 100分の5.5 奈良県総合医療センター 100分の5.5 奈良県西和医療センター 100分の4 奈良県総合リハビリテーションセンター 100分の3.5
第18条第3項	100分の16	100分の16

③平成29年1月1日から平成29年3月31日

第 18 条第 2 項	地方独立行政法人奈良県立病院機構法人本部事務局 100 分の 7 奈良県総合医療センター 100 分の 7 奈良県西和医療センター 100 分の 6 奈良県総合リハビリテーションセンター 100 分の 5	地方独立行政法人奈良県立病院機構法人本部事務局 100 分の 5.7 奈良県総合医療センター 100 分の 5.7 奈良県西和医療センター 100 分の 4.2 奈良県総合リハビリテーションセンター 100 分の 3.7
第 18 条第 3 項	100 分の 16	100 分の 16

④平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日

第 18 条第 2 項	地方独立行政法人奈良県立病院機構法人本部事務局 100 分の 7 奈良県総合医療センター 100 分の 7 奈良県西和医療センター 100 分の 6 奈良県総合リハビリテーションセンター 100 分の 5 医療専門職教育研修センター 100 分の 7 奈良県立病院機構看護専門学校 100 分の 6	地方独立行政法人奈良県立病院機構法人本部事務局 100 分の 6 奈良県総合医療センター 100 分の 6 奈良県西和医療センター 100 分の 5 奈良県総合リハビリテーションセンター 100 分の 4 医療専門職教育研修センター 100 分の 6 奈良県立病院機構看護専門学校 100 分の 5
第 18 条第 3 項	100 分の 16	100 分の 16

- 7 平成 19 年 4 月 1 日において一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年 9 月 10 日奈良県条例第 33 号）第 6 条第 4 項の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると理事長が認める職員の平成 27 年 4 月 1 日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の 1 号給上位の号給とする。
- (2) 育児休業規程第 17 条に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする。」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額、当該号給に応じた額に、育児休業規程第 17 条の規定に定められたその者の勤務時間を勤務時間規程第 3 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- (3) 育児休業規程第 22 条に規定する短時間勤務職員に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額、当該号給に応じた額に、その者の勤務時間を勤務時間規程第 3 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則

(施行期日等)

- この規程は、平成 28 年 3 月 18 日から施行する。
 - 次の各号に掲げる規定は、平成 28 年 3 月 1 日現在在職する者（奈良県及び公立大学法人奈良県立医科大学との人事交流に伴い退職した職員でその他の職員との権衡上必要と認められる者を除く。）に対し、当該各号に定めるとおり適用する。
 - 改正後の第 16 条第 1 項第 1 号、別表第 1 から別表第 6 及び別表第 12 並びに平成 27 年 4 月 1 日施行附則第 6 条第 1 号の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
 - 改正後の第 38 条第 2 項第 1 号、同条同項第 2 号、同条第 5 項第 1 号及び同条同項第 2 号の規定は、平成 27 年 12 月 1 日から適用する。ただし、平成 28 年 3 月 31 日までの間においては、第 38 条第 2 項第 1 号中「100 分の 80.0」とあるのは「100 分の 85.0」と、「100 分の 100.0」とあるのは「100 分の 105.0」と、同条同項第 2 号中「100 分の 37.5」とあるのは「100 分の 40.0」と、「100 分の 47.5」とあるのは「100 分の 50.0」とし、再雇用職員については平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
 - 改正後の第 10 条、第 11 条、第 11 条の 2、第 12 条、第 21 条、第 25 条、別表第 7 から別表第 9、別表第 10 のウ及び別表第 10 の 2 の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- (医療職基本給表(一)の適用職員に対する適用除外)

3 医療職基本給表(一)の適用職員に対しては、改正前の第11条、第12条及び第38条第1項の規定を適用し、改正後の規定は適用しない。また、第11条の2の規定も適用しない。

(承継職員等に対する適用除外)

4 (削除)

(承継職員等に係る読み替え)

5 承継職員、平成26年4月1日以前に法人の職員となった者(奈良県社会福祉事業団であった者を除く。)及び奈良県との人事交流により法人の職員となった者(その他人事交流により法人の職員となった者で、前記職員との権衡上必要と認められる者を含む。)については、別表第7は次表(1)のとおり読み替え、別表第16を次表(2)のとおり、それぞれ読み替えるものとする。

表(1)(別表第8)

読み替える基本給表	読み替える 職務の級	読み替え後の標準的な職務
ア 事務職基本給表(一)	四級	1 係長の職務 2 主任主査の職務
	五級	1 本部事務局の課長補佐の職務 2 病院の課長(室長)の職務 3 副主幹の職務
エ 医療職基本給表(二)	四級	副主任主査の職務
	五級	1 療法士長の職務 2 技師長の職務 3 副療法士長の職務 4 部次長の職務 5 副技師長の職務 6 係長の職務 7 主任主査の職務
オ 医療職基本給表(三)	二級	保健師、助産師又は看護師である技師の職務
	三級	保健師、助産師又は看護師である主任技師の職務
	四級	1 看護主任の職務 2 看護主査の職務

表(2)(別表第16)

読み替える基本給表	読み替える職員	読み替える加算割合
医療職基本給表(二)	職務の級4級の職員	100分の5
医療職基本給表(三)	職務の級5級の職員	100分の10
	職務の級4級の職員	100分の5(基準日現在に看護主任の職にある者にあつては100分の10)
	職務の級3級の職員	100分の0
教育職基本給表(四)	職務の級2級の職員	100分の5(基準日現在に副校長及び教務

		主任の職にある者にあつては 100 分の 10)
--	--	--------------------------

備考

- 1 平成 28 年 3 月 31 日現在において、加算割合が 100 分の 15 又は 100 分の 10 であった者については、引き続き当該加算割合で読み替えるものとする。
- 2 令和 2 年 3 月 31 日現在において、看護主査の職にある者で、加算割合が 100 分の 10 であった者については、引き続き当該加算割合で読み替えるものとする。
(奈良県社会福祉事業団の例により給与の取扱いをしていた者の特例措置)
- 6 平成 26 年 4 月 1 日付け附則第 14 条の規定の適用を受けていた者で、平成 27 年 4 月 1 日現在医療職基本給表(三) 4 級であった者は、別表第 16 の規定によらず「100 分の 5」と読み替えるものとする。
(平成 31 年 3 月 31 日までの間における昇格に関する経過措置)
- 7 平成 29 年 3 月 31 日までの間は、第 11 条 2 項中「昇格させようとする日以前 3 年間ににおける人事評価の結果及び勤務成績を判定するに足りると認められる事実」とあるのは「勤務成績を判定するに足りると認められる事実」と読み替えるものとする。
- 8 平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間は、第 11 条各項中「昇格させようとする日以前 3 年間」とあるのは「平成 28 年 4 月 1 日以後」と読み替えるものとする。
(給与の内払)
- 9 改正後の地方独立行政法人奈良県立病院機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）を適用する場合においては、改正前の職員給与規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与規程による給与の内払とみなす。
(その他)
- 10 この規程に定めのない事項については、一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例（奈良県条例）等の例によるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 29 年 3 月 2 日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、平成 29 年 3 月 1 日現在在職する者（奈良県及び公立大学法人奈良県立医科大学との人事交流に伴い退職した職員でその他の職員との権衡上必要と認められる者を除く。）に対し、当該各号に定めるとおり適用する。
 - (1) 改正後の第 38 条第 4 項第 9 号、第 38 条第 4 項第 12 号、別表第 1 から別表第 6 及び平成 27 年 4 月 1 日施行附則第 6 条第 3 号の規定は、平成 29 年 1 月 1 日から適用する。
 - (2) 改正後の第 16 条第 1 項第 1 号、第 17 条、第 18 条、第 38 条第 2 項、第 38 条第 5 項、別表第 10 のア、別表第 10 のエ、別表第 10 のオ、別表第 10 のカ、別表第 10 の 2 のア、別表第 10 の 2 のエ、別表第 10 の 2 のオ、別表第 12、別表第 15 のイ及び平成 28 年 3 月 18 日施行附則第 4 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
(平成 32 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例)
- 3 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、改正後の第 17 条第 1 項ただし書き及び第 7 項第 3 号から第 6 号までの規定は適用せず、改正後の第 17 条第 3 項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき 6,500 円（事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び同表以外の各基本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事 8 級職員等」という。）にあつては 3,500 円）、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）に

については一人につき 10,000 円」とあるのは「前項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については、10,000 円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき 8,000 円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち 1 人については 10,000 円）、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき 6,500 円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあっては、そのうち一人については 9,000 円）」と、改正後の第 17 条第 5 項の規定の適用については、同項中「扶養親族（事 9 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事 9 級職員等から事 9 級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第 1 号中「場合（事 9 級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び事 9 級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは、「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。） (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。） (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第 1 号に該当する場合を除く。）」と、改正後の第 17 条第 6 項の規定の適用については、同項中「扶養親族（事 9 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事 9 級職員等から事 9 級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事 9 級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事 9 級職員等以外の職員から事 9 級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事 9 級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、改正後の第 17 条第 7 項の規定の適用については、同項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号若しくは第 7 号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第 5 項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第 5 項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第 5 項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員になった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第 2 号中「扶養親族（事 9 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 4 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間は、改正後の第 17 条第 1 項ただし書き及び第 7 項第 3 号から第 6 号の規定は適用せず、改正後の第 17 条第 3 項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」

とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各基本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、改正後の第17条第5項の規定の適用については、同項中「扶養親族（事9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事9級職員等から事9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（事9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び事9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、改正後の第17条第6項の規定の適用については、同項中「扶養親族（事9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事9級職員等から事9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事9級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事9級職員等以外の職員から事9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事9級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、改正後の第17条第7項の規定の適用については、同項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（事9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 5 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の第17条第1項ただし書き並びに第7項第3号及び第5号の規定は適用せず、改正後の第17条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「事8級職員等」とあるのは「事8级以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、改正後の第17条第5項の規定の適用については、同項中「扶養親族（事9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事9級職員等から事9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（事9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び事9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、改正後の第17条第6項の規定の適用については、同項中「扶養親族（事9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事9級職員等から事9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事9級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事9職員等以外の職員から事9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事9級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、改正後の第17条第7項の規定の適用については、同項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（事9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「事8級職員等が事8級職員等及び事9級職員等」とあるのは「事8级以上職員等が事8级以上職員等」と、同項第6号中「事8級職員等及び事9級職員等」とあるのは「事8级以上職員等」と、「が事8級職員等」とあるのは「が事8级以上職員等」とする。

6 第17条第1項の理事長が定める職員は、医療職基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものとする。

（給与の内払）

7 改正後の地方独立行政法人奈良県立病院機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）を適用する場合においては、改正前の職員給与規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与規程による給与の内払とみなす。

8 この規程に定めのない事項については、一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例（奈良県条例）等の例によるものとする。

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正後の第25条第1項第15号、同条第2項第15号、第29条第9項、第31条、第40条、別表第15のアの規は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（平成33年3月31日までの基本給の調整額に関する経過措置）

2 平成33年3月31日までの間においては、改正前の第15条の規定の適用を受けていた職員には、改正後の規定にかかわらず、当該職員に適用される改正前の別表11イに掲げる調整基本額（その額が基本給月額100分の4.5を超えるときは、基本給月額100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る次に掲げる調整数を乗じて得た額を支給する。

職 員	調 整 数		
	平成30年4月1日から 平成31年3月31日	平成31年4月1日から 平成32年3月31日	平成32年4月1日から 平成33年3月31日
(1)医師（(3)に掲げる者を除く。）	1.5	1.0	0.5
(2)運動療法、作業療法又は言語聴覚療法に直接従事することを本務とする職員	1.5	1.0	0.5
7(3)院長、副院長、救命救急センター所長、集学的がん治療センター長、周術期管理センター長、腎・尿路疾患センター長、周産期母子医療センター長及び総合リハビリテーションセンター診療部長	0.5	—	—

3 前条の規定により基本給の調整額が支給される職員に関する第18条第2項、同条第3項、第35条第8項、同条第

9 項、第 38 条第 7 項、第 42 条、第 45 条第 2 項、同条第 3 項及び同条第 4 項の適用については、第 18 条第 2 項及び同条第 3 項中「基本給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「基本給、基本給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額合計額」と、第 35 条第 8 項中「基本給及び扶養手当の月額」とあるのは「基本給、基本給の調整額及び扶養手当の月額」と、第 35 条第 9 項及び第 38 条第 7 項中「基本給の月額及びこれに対する地域手当の月額」とあるのは「基本給及び基本給の調整額の月額並びにこれらに対する地域手当の月額」と、第 42 条中「基本給、初任給調整手当」とあるのは「基本給、基本給の調整額、初任給調整手当」と、第 45 条第 2 項、同条第 3 項及び同条第 4 項中「基本給、扶養手当」とあるのは「基本給、基本給の調整額、扶養手当」とする。

(平成 33 年 4 月 1 日までの間における号給の調整)

- 4 平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 4 月 1 日までの間（以下「調整期間」という。）は、医療職基本給表（三）の適用を受ける職員でその職務の級が調整期間以前より 3 級以上である職員（平成 28 年 3 月 18 日改正附則第 5 条の規定により職務の級が読み替えられた職員を含む）にあつては、次の表の左欄に掲げる職員給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。なお、調整期間内に号給の調整が完了しない者については、引き続き次表を適用する。

第 12 条第 4 項第 1 号	8 号給以上	7 号給以上
第 12 条第 4 項第 2 号	6 号給	5 号給
第 12 条第 4 項第 3 号	4 号給	3 号給
	3 号給	2 号給
第 12 条第 4 項第 4 号	2 号給	1 号給

附 則

この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第 6 条第 4 項、第 35 条第 2 項、同条第 7 項、第 38 条、附則第 3 項及び同第 4 項の規定は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

(業績連動手当)

- 3 平成 30 年度について、理事長が定める基準に基づき、前年度及び当該年度の法人の経営状況が良好な場合、3 月 1 日に在職している職員に対し、3 月の基本給の支給日に支給する。

- 4 同手当の額は、理事長が別に定めるところによる。この場合において、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員がそれぞれその基準日現在において職員が受けるべき基本給の月額及び扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額に、100 分の 5 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員がそれぞれその基準日現在において職員が受けるべき基本給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 100 分の 5 を乗じて得た額の総額

(事務職基本給表（二）の適用を受けることとなる職員に関する経過措置等)

5 平成31年4月1日の前日において別表第1の基本給表の適用を受けていた職員で、改正後の別表第2の基本給表の適用を受けることとなるものには、基本給月額のほか、その者の受ける基本給月額と平成31年4月1日の前日において受けていた基本給月額との差額に相当する額を給与として支給する。

6 (削除)

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行し、令和元年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、附則第4項及び同第5項の規定は、令和2年3月1日から施行する。

3 平成31年4月1日の前日において別表第1の基本給表の適用を受けていた職員で、平成31年4月1日以降、別表第2の基本給表の適用を受けている職員については、改正後の別表第16の事務職基本給表(二)の部職務の級4級の職員の項中「4級」を「3級以上」と読み替えるものとする。

(職員の法人運営への貢献等を考慮した給与の上乗せ)

4 令和元年度における職員の法人運営への貢献等を考慮して、令和2年3月1日に在籍している職員に対し、令和2年3月に支給する給与に、理事長が別に定める額を上乗せして給与を支給する。

5 前項の規定により支給する給与の総額は、平成31年3月1日施行附則第4項の例による。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の第16条、別表第12及び附則第3項の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(初任給調整手当の支給に関する経過措置)

3 令和3年4月1日の前日において在籍する職員であって、医療職基本給表(一)の適用を受ける職員については、改正後の第16条及び別表第12の規定により支給される初任給調整手当の額が、改正前の第16条及び別表第12の規定により支給される初任給調整手当の額を下回る場合、改正前の第16条及び別表第12の規定により、初任給調整手当を支給する。

4 令和3年4月1日の前日に専攻医(地方独立行政法人奈良県立病院機構有期雇用職員就業規則第2条第1号(イ)に規定する専攻医をいう。)として在籍する職員であって、医療職基本給表(一)の適用を受ける職員については、第16条及び別表第12の規定により支給される初任給調整手当の額が、改正前の第16条及び別表第12の規定により支給される初任給調整手当の額(この場合において、改正前の別表第12中「251,200円」、「248,600円」、「246,000円」及び「243,400円」とあるのは、いずれも「242,880円」と読み替える。本項において以下同じ。)を下回る場合、改正前の第16条及び別表第12の規定により、初任給調整手当を支給する。

附 則

1 この規程は、令和2年5月8日から施行し、令和2年2月7日から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の附則第16項及び第17項の規定は、令和3年1月6日から施行し、同第16項の規定は令和2年4月15日から、同第17項の規定は令和2年12月29日から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、次項の規定は、令和3年3月1日から施行し、令和3年1月1日から適用する。

(新型コロナ治療・院内感染防止等手当)

3 令和3年1月から同年2月までの間において、新型コロナウイルス感染症の治療又は院内感染防止等の業務に従事した職員（令和3年3月1日に在籍する職員に限る。）に対し、これらの業務の特殊性を考慮して、理事長が別に定める額を手当として支給する。

附 則

この規程は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行し、令和3年5月2日から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和3年12月1日から施行する。

(業績連動手当の支給に関する特例)

2 令和3年6月2日から同年12月1日までの期間について、次項及び第4項の定めにより、当該期間の法人の経営状況が良好な場合、同年12月1日に在職する職員に対し、令和3年度の業績連動手当の一部を支給する。

3 業績連動手当を支給する場合において、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員が12月1日の基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に100分の5を乗じて得た額の総額

4 第35条から第37条までの規定（第35条第7項の規定を除く。）は、第2項の規定により支給する業績連動手当に準用する。この場合において、第35条第2項中「100分の125」、「100分の105」、とあるのは、いずれも「100分の5」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和4年3月1日から施行する。

(業績連動手当)

2 令和3年度について、理事長が定める基準に基づき、当該年度の法人の経営状況が良好な場合、3月1日に在職し

ている職員に対し、3月の基本給の支給日に支給する。

3 同手当の額は、理事長が別に定めるところによる。この場合において、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の20を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に100分の20を乗じて得た額の総額

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和4年12月1日から施行する。ただし、改正後の附則第20項の規定は、令和4年10月1日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1から別表7の規定は令和5年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和5年3月1日から施行する。

(業績連動手当)

2 令和4年度について、理事長が定める基準に基づき、当該年度の法人の経営状況が良好な場合、3月1日に在職している職員に対し、3月の基本給の支給日に支給する。

3 同手当の額は、理事長が別に定めるところによる。この場合において、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の15を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に100分の15を乗じて得た額の総額

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(防疫作業従事手当の特例)

2 令和5年4月1日から令和5年5月7日までの間、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項に規定するものをいう。）の防疫作業に関しては、第24条の規定にかかわらず、これにかかる手当を支給しない。

附 則

この規程は、令和5年4月28日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1から別表7の規定は令和6年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和6年3月1日から施行する。ただし、改正後の第22条及び第27条の2の規定は、令和6年1月1日から適用する。

(業績連動手当)

- 2 令和5年度について、理事長が定める基準に基づき、当該年度の法人の経営状況が良好な場合、3月1日に在職している職員に対し、3月の基本給の支給日に支給する。
- 3 同手当の額は、理事長が別に定めるところによる。この場合において、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の5を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に100分の5を乗じて得た額の総額

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和7年3月3日から施行する。ただし、改正後の第12条、第17条、第38条、別表第1、別表第2、別表第4、別表第5、別表第6、別表第7、別表第8、別表第10、別表第11のア、別表第11のイ、別表第11のエ、別表第11のオ、別表第11のキ、別表第11の2のア、別表第11の2のイ、別表第11の2のエ、別表第11の2のオ、別表第11の2のキ及び別表第15の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、令和7年3月1日現在在職する職員（奈良県及び公立大学法人奈良県立医科大学との人事交流に伴い退職した職員でその他の職員との権衡上必要と認められる者を除く。以下同じ。）に対し、当該各号に定めるとおり適用する。
 - (1) 附則第3項の規定は、令和6年6月1日から適用する。
 - (2) 改正後の第9条、別表第3、附則第6項及び第11項の規定は、令和7年1月1日から適用する。

(ベースアップ評価料手当)

- 3 令和6年6月から同年12月までの間において、事務職基本給表（二）及び医療職基本給表（二）、医療職基本給表（三）の適用を受ける職員に対し、理事長が別に定める額を手当として支給する。
- 4 ベースアップ評価料手当は、初任給調整手当の支給方法に準じて支給する。

(特別手当)

- 5 理事長が定める基準に基づき、令和7年3月1日現在在職する職員に対し、理事長が別に定める額を手当として、3月の基本給の支給日に支給する。

(基本給表に関する経過措置)

- 6 令和7年1月1日から同年3月31日までの間において職員給与規程別表第1、別表第2並びに別表第4から別表第7までの基本給表の適用を受けていた職員であって、同期間においてその者の基本給月額は、附則別表第1に掲げられている級及び号給に応じて同表に定める基本給月額とする。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 7 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の第17条の規定の適用については、同条第一項

ただし書中「対しては」とあるのは、「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各基本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員に対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」

と、同条第三項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(給与の内払)

8 改正後の地方独立行政法人奈良県立病院機構職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)を適用する場合においては、改正前の職員給与規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与規程による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

9 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職員給与規程別表第1、別表第2並びに別表第4から別表第7までの基本給表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表第2に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次条及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

10 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び理事長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(特定の職員に係る読み替え)

11 当分の間、医療職基本給表(一)の適用職員のうち、第34条第1項に基づく管理職手当の支給を受ける職員については、別表第3を附則別表第3のとおり、読み替えるものとする。

(医療職基本給表(一)の適用職員の特例)

12 令和7年1月1日以降において別表第3の基本給表を受けている職員で、新たに第34条第1項に基づく管理職手当の支給を受けることとなる者には、前項の規定にかかわらず、基本給月額のほかその者の受ける基本給月額と昇格前日に受けていた基本給月額との差額に相当する額を給与として支給する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(第34条第1項に規定する職員に支給される超過勤務手当に関する経過措置)

2 令和8年度以降において割り振られる勤務時間が、午後4時30分から翌日の午前9時までとなる勤務日に限り、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員(次号に定める職員に限る)には、第29条第9項に基づく超過勤務手当を支給する。

(1) 令和8年3月31日までの間、午前8時30分から翌日の午前2時までを正規の勤務時間として割り振られ、かつ、当該勤務時間が割り振られた日に第29条第9項に基づく超過勤務手当を支給された職員で令和7年度末から引き続き施行日に在職する職員

(2) 前号の職員との権衡上必要があると認められる職員

- 3 前項により超過勤務手当を支給する時間は、正規の勤務時間を超えて勤務した3時間を上限とする。
- 4 前2項の規定による勤務のうち、超過勤務手当が支給される時間数は、第31条第3項第2号に規定する勤務時間の区分の判定に用いる時間数には算入しない。

附則別表1

事務職基本給表(一)

(別表第1)第9条関係

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
再雇用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	530,800
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	531,300
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	532,000
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	532,600
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	533,400
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	534,000
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	534,500
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000	
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400	
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700	
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000	
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000		
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400		
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100		
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600		
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000		
	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400		
	52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800		
	53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200		
	54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600		
	55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000		
	56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300		
	57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600		
	58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000		
	59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300		
	60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600		
	61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900		
	62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800			
	63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100			
	64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400			
	65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600			
	66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900			
	67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200			

附則別表 1

事務職基本給表(一)

(別表第1)第9条関係

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500			
	69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700			
	70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000			
	71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300			
	72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500			
	73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700			
	74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000			
	75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300			
	76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500			
	77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700			
	78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000			
	79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300			
	80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500			
	81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700			
	82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000			
	83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300			
	84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500			
	85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700			
	86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500				
	87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800				
	88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000				
	89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200				
	90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500				
	91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800				
	92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000				
	93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200				
	94		299,400	347,400						
	95		299,700	347,800						
	96		300,100	348,200						
	97		300,300	348,400						
	98		300,600	348,800						
	99		301,000	349,200						
	100		301,400	349,500						
	101		301,600	349,800						
	102		301,900	350,200						
	103		302,200	350,600						
	104		302,500	351,000						
	105		302,700	351,500						
	106		303,000	351,900						
	107		303,300	352,300						
	108		303,600	352,700						
	109		303,800	353,200						
	110		304,200	353,600						
	111		304,600	353,900						
	112		304,900	354,200						
	113		305,100	354,700						
	114		305,300							
	115		305,600							
	116		306,000							
	117		306,200							
	118		306,400							
	119		306,700							
	120		307,000							
	121		307,400							
	122		307,600							
	123		307,900							
	124		308,200							
	125		308,500							
再雇用職員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000

備考 この表は、他の基本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

附則別表1

事務職基本給表(二)

(別表第2)第9条関係

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		基本給月額 円	基本給月額 円	基本給月額 円	基本給月額 円
再雇用職員以外の職員	1	166,500	227,700	244,600	276,800
	2	167,700	228,500	245,400	277,800
	3	168,800	229,300	246,200	278,800
	4	169,900	230,100	246,900	279,700
	5	171,200	230,800	247,600	280,400
	6	172,400	231,600	248,700	281,100
	7	173,600	232,400	249,700	281,800
	8	174,800	233,200	250,700	282,500
	9	175,800	234,000	251,700	283,100
	10	177,000	234,700	252,900	283,700
	11	178,300	235,400	254,000	284,300
	12	179,500	236,100	255,000	284,900
	13	180,600	236,800	256,100	285,500
	14	181,800	237,400	257,100	286,100
	15	183,100	238,000	258,000	286,700
	16	184,400	238,600	258,500	287,200
	17	185,700	239,200	259,100	287,700
	18	187,400	239,800	259,500	288,200
	19	189,100	240,400	259,900	288,700
	20	190,800	240,900	260,400	289,100
	21	192,500	241,400	260,900	289,500
	22	194,200	241,900	261,400	289,900
	23	195,800	242,400	261,900	290,300
	24	197,400	242,900	262,500	290,700
	25	199,000	243,400	263,300	291,100
	26	200,500	243,900	263,900	291,500
	27	202,000	244,300	264,500	291,900
	28	203,500	244,800	265,300	292,300
	29	205,000	245,400	266,100	292,700
	30	206,500	245,900	266,800	293,100
	31	208,000	246,400	267,400	293,500
	32	209,500	246,800	268,200	293,900
	33	211,000	247,200	269,000	294,300
	34	212,400	247,700	269,700	294,800
	35	213,800	248,200	270,400	295,300
	36	215,200	248,600	271,100	295,800
	37	216,600	249,000	271,800	296,300
	38	217,700	249,500	272,500	296,800
	39	218,800	250,000	273,200	297,300
	40	219,900	250,400	273,900	297,800
	41	220,900	250,800	274,600	298,300
	42	221,800	251,300	275,300	299,000
	43	222,700	251,800	275,900	299,600
	44	223,600	252,200	276,500	300,300
	45	224,500	252,600	277,000	300,900
	46	225,300	253,000	277,500	301,500
	47	226,100	253,400	278,000	302,100
	48	226,900	253,800	278,500	302,600
	49	227,700	254,200	279,000	303,100
	50	228,400	254,600	279,500	303,700
	51	229,100	255,000	280,000	304,300
	52	229,800	255,400	280,400	304,900
	53	230,500	255,800	280,800	305,500
	54	231,100	256,200	281,300	306,200
	55	231,700	256,600	281,700	306,900
	56	232,300	257,000	282,200	307,600
	57	233,000	257,300	282,600	308,200
	58	233,500	257,700	283,100	308,900
	59	234,000	258,100	283,600	309,600
	60	234,500	258,400	284,100	310,200
	61	235,000	258,700	284,600	310,800
	62	235,400	259,100	285,200	311,500
	63	235,800	259,500	285,800	312,200
	64	236,200	259,800	286,400	312,800
	65	236,600	260,100	287,000	313,300
	66	236,900	260,400	287,600	313,800
	67	237,200	260,700	288,200	314,400
	68	237,500	260,900	288,800	315,000
	69	237,800	261,100	289,300	315,600
	70	238,100	261,400	289,800	316,000
	71	238,400	261,700	290,300	316,500
	72	238,700	261,900	290,800	317,000
	73	238,900	262,100	291,300	317,300
	74	239,200	262,400	291,800	317,800
	75	239,500	262,700	292,200	318,300
	76	239,700	262,900	292,600	318,700
	77	239,900	263,100	293,000	318,900
	78	240,200	263,400	293,400	319,200
	79	240,500	263,700	293,800	319,400
	80	240,700	263,900	294,200	319,700
	81	240,900	264,100	294,600	320,000
	82	241,200	264,400	295,000	320,300
	83	241,500	264,700	295,400	320,600
	84	241,700	264,900	295,900	320,800
	85	241,900	265,100	296,200	321,000
	86	242,200	265,300	296,700	321,300
	87	242,500	265,600	297,200	321,600
	88	242,700	265,900	297,700	321,800
	89	242,900	266,100	298,000	322,000

附則別表1

事務職基本給表(二)

(別表第2)第9条関係

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	90	243,200	266,300	298,500	322,300
	91	243,500	266,600	299,000	322,600
	92	243,700	266,800	299,300	322,900
	93	243,900	267,100	299,700	323,100
	94	244,200	267,400	300,200	323,400
	95	244,500	267,700	300,700	323,700
	96	244,700	267,900	301,200	323,900
	97	244,900	268,100	301,500	324,100
	98	245,200	268,400	301,900	324,400
	99	245,400	268,600	302,400	324,700
	100	245,700	268,900	302,900	324,900
	101	245,900	269,100	303,300	325,100
	102	246,100	269,300	303,700	
	103	246,400	269,600	304,000	
	104	246,700	269,900	304,300	
	105	246,900	270,100	304,600	
	106	247,200	270,300	305,000	
	107	247,500	270,600	305,300	
	108	247,700	270,800	305,700	
	109	247,900	271,100	306,000	
	110	248,200	271,400	306,400	
	111	248,500	271,700	306,800	
	112	248,700	271,900	307,100	
	113	248,900	272,100	307,300	
	114	249,200	272,400	307,600	
	115	249,500	272,600	307,900	
	116	249,700	272,800	308,100	
	117	249,900	273,100	308,300	
	118	250,200	273,400	308,600	
	119	250,500	273,700	308,900	
	120	250,700	273,900	309,100	
	121	250,900	274,100	309,300	
	122		274,300	309,600	
	123		274,600	309,900	
	124		274,900	310,100	
	125		275,100	310,300	
	126		275,300	310,600	
	127		275,600	310,900	
	128		275,900	311,100	
	129		276,100	311,300	
	130		276,300	311,600	
	131		276,600	311,900	
	132		276,900	312,100	
	133		277,100	312,300	
	134		277,300		
	135		277,600		
	136		277,900		
	137		278,100		
再雇用職員		197,900	209,000	227,500	248,600

附則別表1

医療職基本給表(一)

(別表第3)第9条関係

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
		基本給月額	基本給月額	基本給月額
再雇用職員以外の職員	号給	円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700
	2	293,700	372,600	428,700
	3	296,000	375,100	430,700
	4	298,200	377,600	432,600
	5	300,300	380,100	434,500
	6	303,800	382,800	436,100
	7	307,300	385,500	437,700
	8	310,700	388,100	439,300
	9	314,100	390,200	440,900
	10	317,600	392,700	442,700
	11	321,000	395,200	444,500
	12	324,400	397,700	446,300
	13	327,800	400,300	448,100
	14	331,300	403,000	449,900
	15	334,700	405,600	451,700
	16	338,100	408,100	453,500
	17	341,500	410,500	455,100
	18	344,600	412,700	457,100
	19	347,700	414,800	459,000
	20	350,800	416,900	460,900
	21	354,000	419,000	462,300
	22	357,100	420,500	464,100
	23	360,200	422,000	465,900
	24	363,200	423,500	467,700
	25	366,200	424,900	469,500
	26	368,500	426,400	471,300
	27	370,800	427,900	473,100
	28	373,000	429,300	474,900
	29	374,900	430,700	476,700
	30	376,600	432,200	478,500
	31	378,300	433,700	480,300
	32	380,100	435,100	482,100
	33	381,900	436,500	483,900
	34	383,700	438,000	485,800
	35	385,300	439,500	487,700
	36	386,700	440,900	489,600
	37	388,100	442,300	491,500
	38	389,600	443,700	493,200
	39	391,100	445,100	495,000
	40	392,600	446,500	496,800
	41	394,100	447,900	498,400
	42	394,800	449,300	500,200
	43	395,400	450,700	502,000
	44	396,100	452,100	503,600
	45	397,000	453,500	505,000
	46	397,600	454,900	506,700
	47	398,200	456,300	508,500
	48	398,800	457,700	510,200
	49	399,400	459,100	511,700
	50	399,900	460,800	513,000
	51	400,400	462,400	514,300
	52	400,900	464,000	515,600
	53	401,400	465,600	516,800
	54	401,800	466,800	517,900
	55	402,200	468,000	519,200
	56	402,600	469,100	520,500
	57	403,000	470,100	521,500
	58	403,400	471,100	522,300
	59	403,800	472,000	523,100
	60	404,200	472,800	523,900
	61	404,600	473,500	524,800
	62	405,000	474,200	525,600
	63	405,400	474,900	526,400
	64	405,800	475,500	527,100
	65	406,100	476,200	527,900
	66		476,900	528,700
	67		477,500	529,400
	68		478,100	530,300
	69		478,400	531,200
	70		479,000	532,000
	71		479,700	532,900
	72		480,400	533,800

附則別表1

医療職基本給表(一)

(別表第3)第9条関係

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		基本給月額	基本給月額	基本給月額
	73		480,800	534,600
	74		481,400	535,500
	75		482,100	536,400
	76		482,800	537,100
	77		483,200	537,900
	78		483,800	538,800
	79		484,400	539,700
	80		484,900	540,600
	81		485,400	541,400
	82		485,900	542,300
	83		486,400	543,200
	84		486,900	544,100
	85		487,300	544,900
	86		487,800	545,800
	87		488,200	546,700
	88		488,700	547,600
	89		489,200	548,400
	90		489,800	
	91		490,400	
	92		490,800	
	93		491,300	
	94		491,900	
	95		492,500	
	96		493,000	
	97		493,500	
再雇用職員		301,700	344,400	399,500

附則別表1

医療職基本給表(二)

(別表第4)第9条関係

職員 の区 分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		基本給月額 円	基本給月額 円	基本給月額 円	基本給月額 円	基本給月額 円	基本給月額 円	基本給月額 円
再雇 用職 員以 外の 職員	1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500	341,100	379,500
	2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000	342,800	381,800
	3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500	344,500	384,100
	4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000	346,100	386,400
	5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500	347,700	388,700
	6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900	349,400	391,300
	7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300	351,000	393,900
	8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700	352,600	396,500
	9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000	354,200	398,600
	10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400	355,900	400,800
	11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800	357,600	403,000
	12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200	359,200	405,200
	13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600	360,700	407,200
	14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200	362,400	409,200
	15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700	364,000	411,200
	16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200	365,600	413,200
	17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700	367,200	415,000
	18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300	368,800	416,900
	19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800	370,400	418,800
	20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300	372,000	420,600
	21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800	373,600	422,400
	22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400	375,600	424,000
	23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900	377,600	425,600
	24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400	379,600	427,100
	25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900	381,000	428,600
	26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500	382,700	429,900
	27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100	384,400	431,200
	28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600	386,100	432,500
	29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900	387,800	433,800
	30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400	389,300	435,000
	31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900	390,800	436,200
	32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400	392,300	437,300
	33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900	393,600	438,500
	34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400	394,900	439,600
	35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900	396,200	440,800
	36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300	397,300	442,000
	37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700	398,400	443,100
	38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300	399,500	443,900
	39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800	400,600	444,300
	40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300	401,700	445,000
	41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500	402,500	445,500
	42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600	403,300	445,900
	43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800	404,100	446,300
	44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900	404,900	446,700
	45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900	405,300	447,100
	46	244,600	271,500	299,200	325,200	367,700	405,900	447,500
	47	245,100	272,300	300,300	326,400	368,700	406,400	447,900
	48	245,500	273,100	301,400	327,600	369,800	406,800	448,200
	49	245,900	273,800	302,500	328,700	370,800	407,200	448,500
	50	246,400	274,600	303,600	329,700	371,800	407,400	448,900
	51	246,900	275,300	304,700	330,700	372,800	407,700	449,200
	52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700	408,000	449,500
	53	247,700	276,700	306,900	332,500	374,500	408,300	449,800
	54	248,000	277,400	308,000	333,500	375,300	408,600	
	55	248,300	278,100	309,100	334,500	376,200	408,900	
	56	248,600	278,800	310,200	335,400	377,000	409,200	
	57	248,900	279,500	311,200	335,900	377,500	409,400	
	58	249,200	280,200	312,200	336,800	378,300	409,700	
	59	249,500	280,900	313,200	337,500	379,100	410,000	
	60	249,800	281,500	314,200	338,400	379,900	410,300	
	61	250,100	282,100	315,200	339,100	380,300	410,500	
	62	250,400	282,800	316,200	339,400	381,000	410,800	
	63	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700	411,100	
	64	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300	411,400	

附則別表1

医療職基本給表(二)

(別表第4)第9条関係

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	65	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700	411,600	
	66	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200		
	67	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800		
	68	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400		
	69	252,500	287,300	321,800	343,800	384,800		
	70	252,800	288,000	322,500	344,300	385,300		
	71	253,100	288,700	323,100	344,900	385,800		
	72	253,300	289,300	323,700	345,500	386,300		
	73	253,500	289,900	324,300	345,800	386,900		
	74	253,800	290,400	324,500	346,400	387,400		
	75	254,100	290,800	325,000	346,900	388,000		
	76	254,300	291,200	325,500	347,400	388,600		
	77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100		
	78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600		
	79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100		
	80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600		
	81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900		
	82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400		
	83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800		
	84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200		
	85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600		
	86		294,100	330,400	351,200			
	87		294,300	330,600	351,500			
	88		294,500	330,900	351,800			
	89		294,900	331,300	352,200			
	90		295,100	331,700	352,500			
	91		295,300	332,000	352,800			
	92		295,500	332,300	353,100			
	93		295,900	332,600	353,500			
	94		296,100	332,800	353,800			
	95		296,300	333,200	354,100			
	96		296,600	333,500	354,400			
	97		296,900	333,700	354,700			
	98		297,100	334,000	355,100			
	99		297,300	334,300	355,500			
	100		297,600	334,600	355,900			
	101		297,900	334,800	356,400			
	102		298,100	335,100	356,800			
	103		298,300	335,400	357,200			
	104		298,600	335,600	357,600			
	105		298,900	335,800	358,100			
	106			336,000				
	107			336,400				
	108			336,600				
	109			336,800				
	110			337,200				
	111			337,600				
	112			338,000				
	113			338,200				
再雇用職員		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000

附則別表1

医療職基本給表(三)

(別表第5)第9条関係

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		基本給月額 円	基本給月額 円	基本給月額 円	基本給月額 円	基本給月額 円	基本給月額 円	基本給月額 円
再雇用職員以外の職員								
1		207,700	240,600	277,600	293,000	310,300	342,200	381,000
2		209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	343,900	383,600
3		211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	345,600	386,300
4		213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	347,300	388,900
5		214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	349,000	391,100
6		216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	350,700	393,300
7		218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	352,400	395,600
8		220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	354,000	397,900
9		221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	355,500	399,800
10		223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	357,200	401,900
11		225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	358,900	404,100
12		227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	360,600	406,300
13		229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	362,000	408,200
14		231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	363,700	410,200
15		233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	365,400	412,300
16		235,600	259,400	287,300	301,300	326,900	367,100	414,300
17		237,600	260,500	287,800	301,800	328,000	368,900	416,300
18		239,600	261,600	288,300	302,500	329,200	370,900	418,500
19		241,700	262,700	288,800	303,200	330,300	372,900	420,700
20		243,700	263,800	289,300	303,900	331,400	374,900	422,800
21		245,600	264,900	289,800	304,600	332,500	376,600	424,700
22		246,800	266,000	290,300	305,500	333,700	378,700	426,600
23		248,000	267,100	290,800	306,400	334,800	380,800	428,400
24		249,100	268,200	291,300	307,300	335,900	382,800	430,300
25		250,200	269,200	291,800	308,100	337,000	384,700	432,000
26		251,100	270,300	292,300	309,000	338,200	386,300	433,600
27		252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	388,100	435,300
28		252,900	272,400	293,300	310,800	340,400	389,900	436,900
29		253,700	273,400	293,800	311,600	341,500	391,600	438,200
30		254,500	274,100	294,400	312,500	342,700	393,300	439,500
31		255,200	274,800	295,200	313,400	343,800	395,200	441,100
32		255,900	275,500	296,000	314,300	344,900	396,900	442,600
33		256,700	276,200	296,700	315,100	346,000	398,600	444,300
34		257,500	276,800	297,500	316,200	347,300	400,300	445,900
35		258,300	277,300	298,300	317,300	348,600	402,100	447,300
36		259,000	277,800	299,100	318,400	349,900	403,800	448,700
37		259,700	278,300	299,800	319,500	351,100	405,400	449,800
38		260,600	278,900	300,600	320,600	352,600	407,100	451,100
39		261,500	279,400	301,400	321,700	354,100	408,900	452,400
40		262,300	279,900	302,100	322,800	355,600	410,700	453,800
41		263,100	280,300	302,900	323,900	356,800	412,200	454,800
42		264,000	280,800	303,700	325,100	358,300	413,700	455,500
43		264,800	281,300	304,500	326,200	359,700	415,200	456,300
44		265,600	281,800	305,300	327,300	361,100	416,500	456,900
45		266,400	282,300	306,000	328,100	362,500	417,600	457,800
46		267,100	282,800	307,000	329,200	363,500	418,700	458,500
47		267,800	283,300	308,000	330,300	364,900	419,800	459,300
48		268,400	283,800	308,900	331,300	366,200	421,000	460,100
49		269,000	284,300	309,800	332,300	367,500	422,300	460,800
50		269,500	284,800	310,800	333,300	368,900	423,400	461,500
51		270,000	285,300	311,800	334,300	370,200	424,600	462,200
52		270,400	285,800	312,700	335,300	371,500	425,700	463,000
53		270,800	286,300	313,600	336,500	373,000	426,900	463,800
54		271,300	286,800	314,600	337,800	374,200	427,900	464,600
55		271,800	287,300	315,600	339,000	375,300	429,000	465,300
56		272,200	287,800	316,600	340,200	376,500	430,100	466,000
57		272,600	288,300	317,400	341,100	377,600	431,100	466,800
58		273,000	289,100	318,400	342,300	378,500	431,600	
59		273,400	289,900	319,400	343,400	379,500	432,200	
60		273,800	290,600	320,300	344,700	380,400	432,600	
61		274,200	291,300	321,200	345,700	381,000	433,200	
62		274,600	292,200	322,200	346,600	381,800	433,700	
63		275,000	293,100	323,200	347,700	382,600	434,100	
64		275,400	293,900	324,100	348,900	383,400	434,600	

附則別表1

医療職基本給表(三)

(別表第5)第9条関係

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100	435,100	
	66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800	435,500	
	67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500	435,800	
	68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100	436,100	
	69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700	436,500	
	70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300		
	71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000		
	72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600		
	73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300		
	74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800		
	75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400		
	76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900		
	77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300		
	78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900		
	79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400		
	80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700		
	81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000		
	82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500		
	83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900		
	84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200		
	85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500		
	86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000		
	87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500		
	88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900		
	89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200		
	90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600		
	91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100		
	92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500		
	93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900		
	94	290,200	320,400	353,500	371,500			
	95	290,800	321,100	354,100	371,900			
	96	291,400	321,700	354,700	372,200			
	97	292,000	322,200	355,100	372,800			
	98	292,500	322,500	355,500	373,300			
	99	293,000	323,100	356,000	373,800			
	100	293,500	323,700	356,400	374,300			
	101	294,000	324,100	356,900	374,900			
	102	294,500	324,700	357,300	375,400			
	103	295,000	325,300	357,800	375,900			
	104	295,400	325,800	358,200	376,300			
	105	295,800	326,200	358,500	376,900			
	106	296,300	326,700	359,000	377,400			
	107	296,800	327,200	359,400	377,900			
	108	297,100	327,700	359,700	378,400			
	109	297,300	328,100	360,100	379,000			
	110	297,600	328,500	360,600	379,400			
	111	297,800	328,800	361,100	379,900			
	112	298,100	329,100	361,600	380,400			
	113	298,400	329,400	362,100	381,000			
	114	298,600	329,800	362,600				
	115	298,900	330,100	363,100				
	116	299,100	330,400	363,500				
	117	299,400	330,600	363,900				
	118	299,700	330,900	364,300				
	119	300,000	331,200	364,800				
	120	300,300	331,400	365,300				
	121	300,600	331,600	365,700				
	122	301,000	331,900	366,200				
	123	301,300	332,200	366,700				
	124	301,600	332,500	367,200				
	125	301,800	332,700	367,500				
	126	302,000	333,000					
	127	302,300	333,400					
	128	302,700	333,600					

附則別表1

医療職基本給表(三)

(別表第5)第9条関係

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	129	302,900	333,800					
	130	303,200	334,000					
	131	303,600	334,400					
	132	304,000	334,600					
	133	304,200	334,900					
	134	304,500	335,300					
	135	304,800	335,700					
	136	305,100	336,100					
	137	305,300	336,400					
	138	305,600	336,800					
	139	305,900	337,200					
	140	306,200	337,600					
	141	306,400	337,900					
	142	306,800	338,300					
	143	307,200	338,600					
	144	307,500	339,000					
	145	307,700	339,300					
	146	307,900	339,700					
	147	308,200	340,100					
	148	308,600	340,500					
	149	308,800	340,800					
	150	309,000	341,200					
	151	309,300	341,600					
	152	309,600	342,000					
	153	310,000	342,300					
	154	310,200						
	155	310,400						
	156	310,700						
	157	311,000						
	158	311,300						
	159	311,600						
	160	311,900						
	161	312,300						
	162	312,600						
	163	312,900						
	164	313,200						
	165	313,600						
	166	313,900						
	167	314,200						
	168	314,500						
	169	314,900						
再雇用職員		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600

附則別表1

教育職基本給表(四) (別表第6)第9条関係

職員の区分	職務の級	1級	2級
		号給	基本給月額
再雇用職員以外の職員		円	円
	1	230,200	263,100
	2	233,000	264,900
	3	236,100	266,700
	4	239,100	268,400
	5	242,300	270,000
	6	245,500	271,500
	7	248,600	273,000
	8	251,700	274,500
	9	254,700	276,000
	10	256,500	278,000
	11	258,200	280,000
	12	259,800	282,000
	13	261,400	284,000
	14	262,800	286,000
	15	264,200	288,000
	16	265,500	290,000
	17	266,800	292,000
	18	267,900	294,700
	19	268,900	297,300
	20	269,900	299,900
	21	271,300	302,500
	22	272,800	305,000
	23	274,300	307,400
	24	275,800	309,700
	25	277,300	311,800
	26	278,900	313,900
	27	280,400	316,000
	28	281,900	318,100
	29	283,300	320,100
	30	284,900	321,700
	31	286,400	323,200
	32	287,900	324,700
	33	289,300	326,200
	34	290,600	327,800
	35	291,900	329,300
	36	292,700	330,800
	37	293,500	332,200
	38	294,300	333,600
	39	295,100	334,900
	40	295,900	336,200
	41	296,700	337,400
	42	297,500	339,100
	43	298,200	340,700
	44	298,800	342,600
	45	299,300	344,200
	46	299,800	345,800
	47	300,300	347,300
	48	300,800	348,800
	49	301,300	350,400
	50	301,700	352,000
	51	302,100	353,500
	52	302,500	354,900
	53	302,900	356,300
	54	303,300	357,300
	55	303,700	358,300
	56	304,100	359,300
	57	304,500	360,400
	58	304,900	361,700
	59	305,300	363,000
	60	305,700	364,300
	61	306,100	365,600
	62	306,500	366,900
	63	306,900	368,200
	64	307,300	369,500
	65	307,700	370,700
	66	308,100	372,000
	67	308,500	373,300
	68	308,900	374,500
	69	309,300	375,700
	70	309,700	377,000
	71	310,100	378,300
	72	310,500	379,500
	73	310,900	380,700
	74	311,400	382,000
	75	311,900	383,300
	76	312,400	384,500
	77	312,800	385,700
	78	313,300	386,900
	79	313,800	387,900
	80	314,200	389,200
	81	314,600	390,600
	82	315,100	391,900
	83	315,600	393,500
	84	316,000	394,900
	85	316,400	395,900
	86	316,900	397,200
	87	317,400	398,500
	88	317,900	399,900
	89	318,300	401,000

附則別表1

教育職基本給表(四)

(別表第6)第9条関係

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級
		基本給月額	基本給月額
	90	318,800	402,000
	91	319,200	403,000
	92	319,600	404,100
	93	320,200	404,900
	94	320,700	406,000
	95	321,300	407,100
	96	321,900	408,000
	97	322,300	408,900
	98	322,700	409,800
	99	323,000	410,700
	100	323,300	411,600
	101	323,600	412,400
	102	323,900	413,400
	103	324,200	414,400
	104	324,500	415,400
	105	324,900	416,000
	106	325,400	416,700
	107	325,900	417,400
	108	326,300	418,000
	109	326,700	418,400
	110	327,200	418,800
	111	327,600	419,100
	112	328,100	419,400
	113	328,400	419,600
	114	328,900	419,900
	115	329,300	420,200
	116	329,700	420,500
	117	330,000	420,700
	118	330,400	421,000
	119	330,900	421,300
	120	331,400	421,500
	121	331,600	421,700
	122	332,000	422,000
	123	332,300	422,300
	124	332,600	422,500
	125	332,800	422,700
	126	333,100	
	127	333,600	
	128	333,900	
	129	334,100	
	130	334,500	
	131	335,000	
	132	335,400	
	133	335,600	
	134	336,000	
	135	336,500	
	136	336,800	
	137	337,100	
	138	337,500	
	139	337,900	
	140	338,300	
	141	338,700	
再雇用職員		252,300	298,300

附則別表1

技能労務職基本給表

(別表第7)第9条関係

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		基本給月額 円	基本給月額 円	基本給月額 円	基本給月額 円
再雇用職員以外の職員	1	166,500	227,700	244,600	276,800
	2	167,700	228,500	245,400	277,800
	3	168,800	229,300	246,200	278,800
	4	169,900	230,100	246,900	279,700
	5	171,200	230,800	247,600	280,400
	6	172,400	231,600	248,700	281,100
	7	173,600	232,400	249,700	281,800
	8	174,800	233,200	250,700	282,500
	9	175,800	234,000	251,700	283,100
	10	177,000	234,700	252,900	283,700
	11	178,300	235,400	254,000	284,300
	12	179,500	236,100	255,000	284,900
	13	180,600	236,800	256,100	285,500
	14	181,800	237,400	257,100	286,100
	15	183,100	238,000	258,000	286,700
	16	184,400	238,600	258,500	287,200
	17	185,700	239,200	259,100	287,700
	18	187,400	239,800	259,500	288,200
	19	189,100	240,400	259,900	288,700
	20	190,800	240,900	260,400	289,100
	21	192,500	241,400	260,900	289,500
	22	194,200	241,900	261,400	289,900
	23	195,800	242,400	261,900	290,300
	24	197,400	242,900	262,500	290,700
	25	199,000	243,400	263,300	291,100
	26	200,500	243,900	263,900	291,500
	27	202,000	244,300	264,500	291,900
	28	203,500	244,800	265,300	292,300
	29	205,000	245,400	266,100	292,700
	30	206,500	245,900	266,800	293,100
	31	208,000	246,400	267,400	293,500
	32	209,500	246,800	268,200	293,900
	33	211,000	247,200	269,000	294,300
	34	212,400	247,700	269,700	294,800
	35	213,800	248,200	270,400	295,300
	36	215,200	248,600	271,100	295,800
	37	216,600	249,000	271,800	296,300
	38	217,700	249,500	272,500	296,800
	39	218,800	250,000	273,200	297,300
	40	219,900	250,400	273,900	297,800
	41	220,900	250,800	274,600	298,300
	42	221,800	251,300	275,300	299,000
	43	222,700	251,800	275,900	299,600
	44	223,600	252,200	276,500	300,300
	45	224,500	252,600	277,000	300,900
	46	225,300	253,000	277,500	301,500
	47	226,100	253,400	278,000	302,100
	48	226,900	253,800	278,500	302,600
	49	227,700	254,200	279,000	303,100
	50	228,400	254,600	279,500	303,700
	51	229,100	255,000	280,000	304,300
	52	229,800	255,400	280,400	304,900
	53	230,500	255,800	280,800	305,500
	54	231,100	256,200	281,300	306,200
	55	231,700	256,600	281,700	306,900
	56	232,300	257,000	282,200	307,600
	57	233,000	257,300	282,600	308,200
	58	233,500	257,700	283,100	308,900
	59	234,000	258,100	283,600	309,600
	60	234,500	258,400	284,100	310,200
	61	235,000	258,700	284,600	310,800
	62	235,400	259,100	285,200	311,500
	63	235,800	259,500	285,800	312,200
	64	236,200	259,800	286,400	312,800
	65	236,600	260,100	287,000	313,300
	66	236,900	260,400	287,600	313,800
	67	237,200	260,700	288,200	314,400
	68	237,500	260,900	288,800	315,000
	69	237,800	261,100	289,300	315,600
	70	238,100	261,400	289,800	316,000
	71	238,400	261,700	290,300	316,500
	72	238,700	261,900	290,800	317,000
	73	238,900	262,100	291,300	317,300
	74	239,200	262,400	291,800	317,800
	75	239,500	262,700	292,200	318,300
	76	239,700	262,900	292,600	318,700
	77	239,900	263,100	293,000	318,900
	78	240,200	263,400	293,400	319,200
	79	240,500	263,700	293,800	319,400
	80	240,700	263,900	294,200	319,700
	81	240,900	264,100	294,600	320,000
	82	241,200	264,400	295,000	320,300
	83	241,500	264,700	295,400	320,600
	84	241,700	264,900	295,900	320,800
	85	241,900	265,100	296,200	321,000
	86	242,200	265,300	296,700	321,300
	87	242,500	265,600	297,200	321,600
	88	242,700	265,900	297,700	321,800
	89	242,900	266,100	298,000	322,000

附則別表1

技能労務職基本給表

(別表第7)第9条関係

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	90	243,200	266,300	298,500	322,300
	91	243,500	266,600	299,000	322,600
	92	243,700	266,800	299,300	322,900
	93	243,900	267,100	299,700	323,100
	94	244,200	267,400	300,200	323,400
	95	244,500	267,700	300,700	323,700
	96	244,700	267,900	301,200	323,900
	97	244,900	268,100	301,500	324,100
	98	245,200	268,400	301,900	324,400
	99	245,400	268,600	302,400	324,700
	100	245,700	268,900	302,900	324,900
	101	245,900	269,100	303,300	325,100
	102	246,100	269,300	303,700	
	103	246,400	269,600	304,000	
	104	246,700	269,900	304,300	
	105	246,900	270,100	304,600	
	106	247,200	270,300	305,000	
	107	247,500	270,600	305,300	
	108	247,700	270,800	305,700	
	109	247,900	271,100	306,000	
	110	248,200	271,400	306,400	
	111	248,500	271,700	306,800	
	112	248,700	271,900	307,100	
	113	248,900	272,100	307,300	
	114	249,200	272,400	307,600	
	115	249,500	272,600	307,900	
	116	249,700	272,800	308,100	
	117	249,900	273,100	308,300	
	118	250,200	273,400	308,600	
	119	250,500	273,700	308,900	
	120	250,700	273,900	309,100	
	121	250,900	274,100	309,300	
	122		274,300	309,600	
	123		274,600	309,900	
	124		274,900	310,100	
	125		275,100	310,300	
	126		275,300	310,600	
	127		275,600	310,900	
	128		275,900	311,100	
	129		276,100	311,300	
	130		276,300	311,600	
	131		276,600	311,900	
	132		276,900	312,100	
	133		277,100	312,300	
	134		277,300		
	135		277,600		
	136		277,900		
	137		278,100		
再雇用職員		197,900	209,000	227,500	248,600

附則別表第2

事務職基本給表(一)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給						
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		

附則別表第2

事務職基本給表(一)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給						
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						
101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

附則別表第2

事務職基本給表(二)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	1級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	2	2
7	1	3	3
8	1	4	4
9	1	5	5
10	1	6	6
11	1	7	7
12	1	8	8
13	1	9	9
14	1	10	10
15	1	11	11
16	1	12	12
17	1	13	13
18	2	14	14
19	3	15	15
20	4	16	16
21	5	17	17
22	6	18	18
23	7	19	19
24	8	20	20
25	9	21	21
26	10	22	22
27	11	23	23
28	12	24	24
29	13	25	25
30	14	26	26
31	15	27	27
32	16	28	28
33	17	29	29
34	18	30	30
35	19	31	31
36	20	32	32
37	21	33	33
38	22	34	34
39	23	35	35
40	24	36	36
41	25	37	37
42	26	38	38
43	27	39	39
44	28	40	40
45	29	41	41
46	30	42	42
47	31	43	43
48	32	44	44
49	33	45	45
50	34	46	46
51	35	47	47
52	36	48	48
53	37	49	49
54	38	50	50
55	39	51	51
56	40	52	52
57	41	53	53
58	42	54	54
59	43	55	55
60	44	56	56
61	45	57	57
62	46	58	58
63	47	59	59
64	48	60	60
65	49	61	61
66	50	62	62
67	51	63	63
68	52	64	64
69	53	65	65
70	54	66	66

附則別表第2

事務職基本給表(二)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	1級	3級	4級
71	55	67	67
72	56	68	68
73	57	69	69
74	58	70	70
75	59	71	71
76	60	72	72
77	61	73	73
78	62	74	74
79	63	75	75
80	64	76	76
81	65	77	77
82	66	78	78
83	67	79	79
84	68	80	80
85	69	81	81
86	70	82	82
87	71	83	83
88	72	84	84
89	73	85	85
90	74	86	86
91	75	87	87
92	76	88	88
93	77	89	89
94	78	90	90
95	79	91	91
96	80	92	92
97	81	93	93
98	82	94	94
99	83	95	95
100	84	96	96
101	85	97	97
102	86	98	
103	87	99	
104	88	100	
105	89	101	
106	90	102	
107	91	103	
108	92	104	
109	93	105	
110	94	106	
111	95	107	
112	96	108	
113	97	109	
114	98	110	
115	99	111	
116	100	112	
117	101	113	
118	102	114	
119	103	115	
120	104	116	
121	105	117	
122		118	
123		119	
124		120	
125		121	
126		122	
127		123	
128		124	
129		125	
130		126	
131		127	
132		128	
133		129	

附則別表第2

医療職基本給表(二)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	

附則別表第2

医療職基本給表(二)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給				
	3級	4級	5級	6級	7級
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58		
67	63	63	59		
68	64	64	60		
69	65	65	61		
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82			
87	83	83			
88	84	84			
89	85	85			
90	86	86			
91	87	87			
92	88	88			
93	89	89			
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

附則別表第2

医療職基本給表(三)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	

附則別表第2

医療職基本給表(三)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給				
	3級	4級	5級	6級	7級
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

附則別表第2

技能労務職の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	1級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	2	2
7	1	3	3
8	1	4	4
9	1	5	5
10	1	6	6
11	1	7	7
12	1	8	8
13	1	9	9
14	1	10	10
15	1	11	11
16	1	12	12
17	1	13	13
18	2	14	14
19	3	15	15
20	4	16	16
21	5	17	17
22	6	18	18
23	7	19	19
24	8	20	20
25	9	21	21
26	10	22	22
27	11	23	23
28	12	24	24
29	13	25	25
30	14	26	26
31	15	27	27
32	16	28	28
33	17	29	29
34	18	30	30
35	19	31	31
36	20	32	32
37	21	33	33
38	22	34	34
39	23	35	35
40	24	36	36
41	25	37	37
42	26	38	38
43	27	39	39
44	28	40	40
45	29	41	41
46	30	42	42
47	31	43	43
48	32	44	44
49	33	45	45
50	34	46	46
51	35	47	47
52	36	48	48
53	37	49	49
54	38	50	50
55	39	51	51
56	40	52	52
57	41	53	53
58	42	54	54
59	43	55	55
60	44	56	56
61	45	57	57
62	46	58	58
63	47	59	59
64	48	60	60
65	49	61	61
66	50	62	62
67	51	63	63
68	52	64	64
69	53	65	65

附則別表第2

技能労務職の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	1級	3級	4級
70	54	66	66
71	55	67	67
72	56	68	68
73	57	69	69
74	58	70	70
75	59	71	71
76	60	72	72
77	61	73	73
78	62	74	74
79	63	75	75
80	64	76	76
81	65	77	77
82	66	78	78
83	67	79	79
84	68	80	80
85	69	81	81
86	70	82	82
87	71	83	83
88	72	84	84
89	73	85	85
90	74	86	86
91	75	87	87
92	76	88	88
93	77	89	89
94	78	90	90
95	79	91	91
96	80	92	92
97	81	93	93
98	82	94	94
99	83	95	95
100	84	96	96
101	85	97	97
102	86	98	
103	87	99	
104	88	100	
105	89	101	
106	90	102	
107	91	103	
108	92	104	
109	93	105	
110	94	106	
111	95	107	
112	96	108	
113	97	109	
114	98	110	
115	99	111	
116	100	112	
117	101	113	
118	102	114	
119	103	115	
120	104	116	
121	105	117	
122		118	
123		119	
124		120	
125		121	
126		122	
127		123	
128		124	
129		125	
130		126	
131		127	
132		128	
133		129	

附則別表第3

医療職基本給表(一)

職員 の区 分	職務の級 号給	3級	4級
		基本給月額 円	基本給月額 円
再雇 用職 員以 外の 職員	1	406,900	474,700
	2	409,600	477,000
	3	412,100	479,200
	4	414,700	481,500
	5	417,100	483,700
	6	419,100	485,800
	7	420,900	488,000
	8	422,800	490,000
	9	424,600	491,900
	10	427,300	494,000
	11	429,800	496,100
	12	432,200	498,200
	13	434,400	500,300
	14	436,900	502,200
	15	438,900	504,300
	16	441,000	506,400
	17	443,000	508,300
	18	445,200	510,300
	19	447,400	512,300
	20	449,500	514,100
	21	450,900	515,900
	22	453,300	517,700
	23	455,600	519,500
	24	457,800	521,300
	25	459,800	522,900
	26	462,100	524,700
	27	464,300	526,500
	28	466,600	528,300
	29	468,700	529,900
	30	470,900	531,700
	31	473,200	533,500
	32	475,300	535,300
	33	477,100	536,900
	34	479,200	538,700
	35	481,300	540,400
	36	483,300	542,100
	37	485,400	543,700
	38	487,100	545,300
	39	488,900	546,700
	40	490,700	548,300
	41	492,300	549,800
	42	494,100	551,200
	43	495,900	552,600
	44	497,500	553,900
	45	498,900	555,100
	46	500,600	556,100
	47	502,400	557,100
	48	504,100	558,100
	49	505,600	559,100
	50	506,900	560,000
	51	508,200	560,900
	52	509,500	561,800
	53	510,500	562,600
	54	511,800	563,500
	55	513,100	564,400
	56	514,400	565,300
	57	515,400	566,200
	58	516,200	567,100
	59	517,000	568,000
	60	517,800	568,700
	61	518,700	569,600
	62	519,500	570,500
	63	520,400	571,400
	64	521,200	572,300
	65	522,100	573,200
	66	523,000	
	67	523,700	
	68	524,600	
	69	525,500	
	70	526,300	
	71	527,200	
	72	528,100	
	73	528,900	
	74	529,800	
	75	530,700	
	76	531,400	

附則別表第3
医療職基本給表(一)

職員の区分	職務の級 号給	3級	4級
		基本給月額	基本給月額
	77	532,200	
	78	533,100	
	79	534,000	
	80	534,900	
	81	535,700	
	82	536,600	
	83	537,500	
	84	538,400	
	85	539,200	
	86	540,100	
	87	541,000	
	88	541,900	
	89	542,700	
再雇用職員		394,300	467,400

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 6 月 2 6 日から施行し、令和 7 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和 8 年 3 月 5 日から施行する。

2 前項の規定に関わらず、改正後の第 18 条、第 38 条、及び別表第 3 の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

3 改正後の別表第 1、別表第 2、別表第 4、別表第 5、別表第 6、別表第 7 及び附則第 4 項の規定は、令和 8 年 3 月 1 日現在在職する職員（奈良県及び公立大学法人奈良県立医科大学との人事交流に伴い退職した職員でその他の職員との権衡上必要と認められる者を除く。以下同じ。）に対し、令和 8 年 1 月 1 日から適用する。

(基本給表に関する経過措置)

4 令和 8 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間において地方独立行政法人奈良県立病院機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）別表第 3 の基本給表の適用を受けていた職員であって、同期間においてその者の基本給月額、附則別表第 1 に掲げられている級及び号給に応じて同表に定める基本給月額とする。

(給与の内払)

5 改正後の職員給与規程を適用する場合においては、改正前の職員給与規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与規程による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

6 令和 8 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職員給与規程別表第 3 の基本給表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表第 2 に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

7 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び理事長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附則別表第1

医療職基本給表(一)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		基本給月額 円	基本給月額 円	基本給月額 円	基本給月額 円
再雇用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	305,600	385,300	441,900	497,200
	2	307,900	387,900	443,900	499,500
	3	310,200	390,400	445,900	501,700
	4	312,400	392,900	447,800	504,000
	5	314,500	395,400	449,700	506,200
	6	318,000	398,100	451,300	508,300
	7	321,500	400,800	452,900	510,500
	8	324,900	403,400	454,500	512,500
	9	328,300	405,500	456,100	514,400
	10	331,800	408,000	457,900	516,500
	11	335,200	410,500	459,700	518,600
	12	338,600	413,000	461,500	520,700
	13	342,000	415,600	463,300	522,800
	14	345,500	418,300	465,100	524,700
	15	348,900	420,900	466,900	526,800
	16	352,300	423,300	468,700	528,900
	17	355,700	425,600	470,300	530,800
	18	358,800	427,800	472,300	532,800
	19	362,000	429,800	474,200	534,800
	20	365,200	431,900	476,100	536,600
	21	368,500	434,000	477,500	538,400
	22	371,600	435,500	479,200	540,200
	23	374,700	437,000	481,000	542,000
	24	377,700	438,500	482,800	543,800
	25	380,800	439,900	484,600	545,400
	26	383,100	441,300	486,300	547,200
	27	385,400	442,800	488,100	549,000
	28	387,600	444,200	489,900	550,800
	29	389,500	445,500	491,700	552,400
	30	391,200	447,000	493,400	554,200
	31	392,900	448,400	495,200	556,000
	32	394,700	449,800	497,000	557,800
	33	396,400	451,100	498,800	559,400
	34	398,200	452,600	500,700	561,200
	35	399,800	454,000	502,600	562,900
	36	401,100	455,400	504,500	564,600
	37	402,500	456,800	506,400	566,200
	38	403,900	458,200	508,100	567,800
	39	405,300	459,500	509,900	569,200
	40	406,700	460,900	511,700	570,800
	41	408,200	462,300	513,300	572,300
	42	408,900	463,600	515,100	573,500
	43	409,500	465,000	516,900	574,900
	44	410,100	466,400	518,400	576,200
	45	410,900	467,700	519,800	577,400
	46	411,500	469,100	521,500	578,100
	47	412,100	470,400	523,300	579,100
	48	412,600	471,800	525,000	580,100
	49	413,100	473,200	526,500	581,100
	50	413,500	474,900	527,800	582,100
	51	414,000	476,500	529,100	582,900
	52	414,400	478,000	530,400	583,800
	53	414,800	479,600	531,400	584,600
	54	415,100	480,800	532,700	585,500
	55	415,400	481,900	534,000	586,400
	56	415,800	483,000	535,300	587,300

附則別表第1

医療職基本給表(一)

職員 の区 分	＼ 職務の級	1級	2級	3級	4級
		号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	57		416,100	484,000	536,300
	58		416,500	484,900	537,100
	59		416,800	485,800	537,900
	60		417,200	486,600	538,700
	61		417,600	487,300	539,600
	62		417,900	488,000	540,400
	63		418,200	488,700	541,200
	64		418,500	489,300	541,900
	65		418,800	489,900	542,700
	66			490,600	543,500
	67			491,200	544,200
	68			491,800	545,100
	69			492,100	546,000
	70			492,700	546,800
	71			493,300	547,700
	72			494,000	548,600
	73			494,400	549,400
	74			495,000	550,200
	75			495,700	551,000
	76			496,400	551,700
	77			496,800	552,500
	78			497,400	553,400
	79			498,000	554,300
	80			498,500	555,200
	81			499,000	556,000
	82			499,500	556,900
	83			500,000	557,800
	84			500,500	558,700
	85			500,900	559,500
	86			501,400	560,400
	87			501,800	561,300
	88			502,200	562,200
	89			502,700	563,000
	90			503,300	
	91			503,800	
	92			504,200	
	93			504,700	
	94			505,300	
	95			505,900	
	96			506,400	
	97			506,900	
再雇 用職 員			312,900	356,500	412,800
					488,500

附則別表第2

医療職給料表(一)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4

附則別表第2

医療職給料表(一)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	2 級	3 級	4 級
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(超過勤務手当の特例)

2 令和 8 年 4 月 1 日以降において割り振られる勤務時間が、午後 4 時 3 0 分から翌日の午前 9 時までとなる勤務日に限り、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員（次号に定める職員に限る）には、第 2 9 条第 9 項に基づく超過勤務手当を支給する。

(1) 令和 8 年度 3 月 3 1 日までの間、午前 8 時 3 0 分から翌日の午前 2 時までを正規の勤務時間として割り振られ、かつ、当該勤務時間が割り振られた日に第 29 条第 9 項に基づく超過勤務手当を支給された職員で令和 7 年度末から引き続き施行日に在職する職員

(2) 前号の職員との権衡上必要があると認められる職員

3 前項により、超過勤務手当を支給する時間は正規の勤務時間を超えて勤務した 3 時間を上限とする。

附 則

この規程は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

事務職基本給表(一)

別表第1(第9条関係)

職員の区分	職務の級 ／ 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
再雇用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000		
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200		
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600		
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900		
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200		
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500		
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800		
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100		
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400		
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700		
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000		
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100			
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400			
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700			
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900			
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200			
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400			
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700			
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900			
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200			
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500			
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800			
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000			
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300			
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600			
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800			
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000			
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300			
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600			
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800			
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000			

事務職基本給表(一)

別表第1(第9条関係)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300			
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600			
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800			
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000			
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300			
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600			
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800			
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000			
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300				
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600				
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800				
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000				
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300				
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600				
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800				
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000				
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300				
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600				
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800				
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000				
	86	266,200	305,800	355,700						
	87	266,500	306,100	356,100						
	88	266,800	306,400	356,500						
	89	267,100	306,700	356,700						
	90	267,400	307,000	357,100						
	91	267,700	307,300	357,500						
	92	268,000	307,600	357,900						
	93	268,300	307,800	358,100						
	94		308,000	358,400						
	95		308,300	358,800						
	96		308,700	359,100						
	97		308,900	359,400						
	98		309,200	359,800						
	99		309,500	360,200						
	100		309,900	360,600						
	101		310,100	361,100						
	102		310,400	361,500						
	103		310,700	361,900						
	104		311,000	362,300						
	105		311,200	362,800						
	106		311,500	363,200						
	107		311,800	363,500						
	108		312,100	363,800						
	109		312,300	364,200						
	110		312,600							
	111		313,000							
	112		313,300							
	113		313,500							
	114		313,700							
	115		314,000							
	116		314,400							
	117		314,600							
	118		314,800							
	119		315,100							
	120		315,400							
	121		315,700							
	122		315,900							
	123		316,200							
	124		316,500							
	125		316,800							
再雇用職員		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400

備考 この表は、他の基本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

事務職基本給表(二)

別表第2(9条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	給料月額
再雇用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	198,200	240,400	260,400	291,600
	2	199,900	241,200	261,300	292,300
	3	201,600	242,000	262,200	293,000
	4	203,300	242,700	263,100	293,500
	5	205,000	243,400	264,100	294,100
	6	206,700	244,100	265,000	294,700
	7	208,300	244,900	266,000	295,300
	8	209,900	245,600	266,900	295,800
	9	211,500	246,400	267,800	296,300
	10	213,000	247,100	268,600	296,900
	11	214,500	247,800	269,300	297,500
	12	215,900	248,400	269,700	297,900
	13	217,300	249,100	270,300	298,300
	14	218,800	249,500	270,700	298,800
	15	220,300	250,000	271,100	299,200
	16	221,800	250,400	271,500	299,500
	17	223,200	250,900	271,900	299,900
	18	224,600	251,300	272,400	300,300
	19	226,000	251,800	272,900	300,700
	20	227,400	252,200	273,500	301,000
	21	228,800	252,500	274,200	301,300
	22	229,800	252,800	274,800	301,700
	23	230,900	253,100	275,400	302,100
	24	232,000	253,400	276,200	302,400
	25	233,000	253,900	277,000	302,700
	26	233,800	254,400	277,700	303,100
	27	234,700	254,800	278,200	303,400
	28	235,500	255,300	278,900	303,800
	29	236,400	255,800	279,700	304,100
	30	237,200	256,300	280,400	304,600
	31	238,000	256,700	281,100	305,000
	32	238,800	257,100	281,700	305,500
	33	239,600	257,400	282,400	306,000
	34	240,100	257,900	283,100	306,400
	35	240,600	258,400	283,800	306,900
	36	241,100	258,800	284,400	307,400
	37	241,700	259,200	285,000	307,900
	38	242,200	259,700	285,700	308,500
	39	242,700	260,100	286,300	309,100
	40	243,200	260,500	286,800	309,800
	41	243,700	260,900	287,200	310,300
	42	244,000	261,300	287,700	310,800
	43	244,300	261,800	288,100	311,400
	44	244,700	262,100	288,500	311,900
	45	245,100	262,400	289,000	312,400
	46	245,500	262,800	289,500	312,900
	47	245,900	263,200	290,000	313,500
	48	246,300	263,500	290,300	314,100
	49	246,600	263,900	290,700	314,700

事務職基本給表(二)

別表第2(9条関係)

職員 の区 分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	給料月額
	50	246,900	264,300	291,100	315,400
	51	247,200	264,600	291,500	316,100
	52	247,500	264,900	292,000	316,800
	53	247,700	265,300	292,300	317,400
	54	248,000	265,600	292,700	318,100
	55	248,300	265,900	293,200	318,700
	56	248,600	266,300	293,700	319,300
	57	248,800	266,600	294,100	319,900
	58	249,100	266,900	294,700	320,600
	59	249,400	267,200	295,200	321,300
	60	249,600	267,500	295,800	321,900
	61	249,800	267,800	296,400	322,400
	62	250,100	268,100	296,900	322,900
	63	250,400	268,400	297,500	323,500
	64	250,600	268,700	298,000	324,100
	65	250,800	268,900	298,500	324,700
	66	251,100	269,200	299,000	325,100
	67	251,400	269,500	299,500	325,500
	68	251,600	269,700	300,000	326,000
	69	251,800	269,900	300,400	326,300
	70	252,100	270,200	300,800	326,800
	71	252,400	270,500	301,200	327,300
	72	252,600	270,700	301,600	327,700
	73	252,800	270,900	302,000	327,900
	74	253,100	271,200	302,300	328,200
	75	253,400	271,500	302,700	328,400
	76	253,600	271,700	303,100	328,700
	77	253,800	271,900	303,500	329,000
	78	254,100	272,200	303,900	329,300
	79	254,400	272,500	304,300	329,600
	80	254,600	272,700	304,700	329,800
	81	254,800	272,900	305,000	330,000
	82	255,100	273,200	305,500	330,300
	83	255,300	273,500	305,900	330,600
	84	255,600	273,700	306,400	330,800
	85	255,800	273,900	306,700	331,000
	86	256,000	274,100	307,200	331,200
	87	256,300	274,400	307,700	331,500
	88	256,600	274,700	308,000	331,800
	89	256,800	274,900	308,400	332,000
	90	257,100	275,100	308,900	332,300
	91	257,400	275,400	309,400	332,600
	92	257,600	275,600	309,900	332,800
	93	257,800	275,900	310,200	333,000
	94	258,100	276,200	310,600	333,300
	95	258,400	276,500	311,000	333,600
	96	258,600	276,700	311,500	333,800
	97	258,800	276,900	311,900	334,000
	98	259,100	277,200	312,300	
	99	259,400	277,400	312,600	

事務職基本給表(二)

別表第2(9条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	給料月額
	100	259,600	277,700	312,900	
	101	259,800	277,900	313,200	
	102	260,100	278,100	313,600	
	103	260,400	278,400	313,900	
	104	260,600	278,700	314,300	
	105	260,800	278,900	314,600	
	106		279,100	315,000	
	107		279,400	315,400	
	108		279,600	315,600	
	109		279,900	315,800	
	110		280,200	316,100	
	111		280,500	316,400	
	112		280,700	316,600	
	113		280,900	316,800	
	114		281,200	317,100	
	115		281,400	317,400	
	116		281,600	317,600	
	117		281,900	317,800	
	118		282,200	318,100	
	119		282,500	318,400	
	120		282,700	318,600	
	121		282,900	318,800	
	122		283,100	319,100	
	123		283,400	319,400	
	124		283,700	319,600	
	125		283,900	319,800	
	126		284,100	320,100	
	127		284,400	320,400	
	128		284,700	320,600	
	129		284,900	320,800	
	130		285,100		
	131		285,400		
	132		285,700		
	133		285,900		
	134		286,100		
	135		286,400		
	136		286,700		
	137		286,900		
再雇用職員		206,200	217,300	235,900	257,800

医療職基本給表(一)

別表第3(第9条関係)

職員 の区	＼ 職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
再雇 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円
1		305,600	415,600	470,300	566,200
2		307,900	418,300	472,300	572,300
3		310,200	420,900	474,200	577,400
4		312,400	423,300	476,100	582,100
5		314,500	425,600	477,500	586,400
6		318,000	427,800	479,200	590,700
7		321,500	429,800	481,000	594,100
8		324,900	431,900	482,800	597,000
9		328,300	434,000	484,600	599,500
10		331,800	435,500	486,300	601,800
11		335,200	437,000	488,100	
12		338,600	438,500	489,900	
13		342,000	439,900	491,700	
14		345,500	441,300	493,400	
15		348,900	442,800	495,200	
16		352,300	444,200	497,000	
17		355,700	445,500	498,800	
18		358,800	447,000	500,700	
19		362,000	448,400	502,600	
20		365,200	449,800	504,500	
21		368,500	451,100	506,400	
22		371,600	452,600	508,100	
23		374,700	454,000	509,900	
24		377,700	455,400	511,700	
25		380,800	456,800	513,300	
26		383,100	458,200	515,100	
27		385,400	459,500	516,900	
28		387,600	460,900	518,400	
29		389,500	462,300	519,800	
30		391,200	463,600	521,500	
31		392,900	465,000	523,300	
32		394,700	466,400	525,000	
33		396,400	467,700	526,500	
34		398,200	469,100	527,800	
35		399,800	470,400	529,100	
36		401,100	471,800	530,400	
37		402,500	473,200	531,400	
38		403,900	474,900	532,700	
39		405,300	476,500	534,000	
40		406,700	478,000	535,300	
41		408,200	479,600	536,300	
42		408,900	480,800	537,100	
43		409,500	481,900	537,900	
44		410,100	483,000	538,700	
45		410,900	484,000	539,600	
46		411,500	484,900	540,400	
47		412,100	485,800	541,200	
48		412,600	486,600	541,900	
49		413,100	487,300	542,700	
50		413,500	488,000	543,500	

医療職基本給表(一)

別表第3(第9条関係)

職員 の区	＼ 職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	51	414,000	488,700	544,200	
	52	414,400	489,300	545,100	
	53	414,800	489,900	546,000	
	54	415,100	490,600	546,800	
	55	415,400	491,200	547,700	
	56	415,800	491,800	548,600	
	57	416,100	492,100	549,400	
	58	416,500	492,700	550,200	
	59	416,800	493,300	551,000	
	60	417,200	494,000	551,700	
	61	417,600	494,400	552,500	
	62	417,900	495,000	553,400	
	63	418,200	495,700	554,300	
	64	418,500	496,400	555,200	
	65	418,800	496,800	556,000	
	66		497,400	556,900	
	67		498,000	557,800	
	68		498,500	558,700	
	69		499,000	559,500	
	70		499,500	560,400	
	71		500,000	561,300	
	72		500,500	562,200	
	73		500,900	563,000	
	74		501,400		
	75		501,800		
	76		502,200		
	77		502,700		
	78		503,300		
	79		503,800		
	80		504,200		
	81		504,700		
	82		505,300		
	83		505,900		
	84		506,400		
	85		506,900		
再雇 用職 員		312,900	356,500	412,800	488,500

医療職基本給表(二)

別表第4(第9条関係)

職員 の区 分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		基本給月額 円	基本給月額 円	基本給月額 円	基本給月額 円	基本給月額 円	基本給月額 円	基本給月額 円
再雇 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800	
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100	
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400	
	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700	
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000	
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300	
	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600	
	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800	
	46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100	
	47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400	
	48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700	
	49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900	
	50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100	

医療職基本給表(二)

別表第4(第9条関係)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400	
	52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700	
	53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900	
	54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800		
	55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500		
	56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100		
	57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500		
	58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000		
	59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600		
	60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200		
	61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600		
	62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100		
	63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600		
	64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100		
	65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700		
	66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200		
	67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800		
	68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400		
	69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900		
	70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400		
	71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800		
	72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200		
	73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500		
	74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000		
	75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400		
	76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800		
	77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200		
	78	265,000	301,000	338,100	359,700			
	79	265,300	301,200	338,500	359,900			
	80	265,500	301,500	339,000	360,200			
	81	265,700	301,800	339,500	360,700			
	82	266,000	302,000	339,800	361,000			
	83	266,300	302,300	340,000	361,300			
	84	266,500	302,600	340,300	361,600			
	85	266,700	302,800	340,700	362,000			
	86		303,000	341,100	362,300			
	87		303,200	341,400	362,600			
	88		303,400	341,700	362,900			
	89		303,800	342,000	363,300			
	90		304,000	342,200	363,600			
	91		304,200	342,600	363,800			
	92		304,400	342,900	364,100			
	93		304,800	343,100	364,400			
	94		305,000	343,400	364,800			
	95		305,200	343,700	365,200			
	96		305,500	343,900	365,600			
	97		305,800	344,100	366,100			
	98		306,000	344,400	366,500			
	99		306,200	344,700	366,900			
	100		306,500	344,900	367,300			
	101		306,800	345,100	367,800			

医療職基本給表(二)

別表第4(第9条関係)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	102		307,000	345,300				
	103		307,200	345,700				
	104		307,500	345,900				
	105		307,800	346,100				
	106			346,400				
	107			346,800				
	108			347,200				
	109			347,400				
再雇用職員		201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000	383,400

医療職基本給表(三)

別表第5(第9条関係)

職員 の区 分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
再雇 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
1		221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
2		223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
3		225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
4		227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
5		228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
6		230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
7		232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
8		234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
9		235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
10		237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
11		239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
12		241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
13		243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
14		245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
15		247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
16		249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
17		251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
18		253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
19		255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
20		257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
21		259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
22		260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
23		261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
24		262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
25		263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
26		264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
27		265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
28		266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
29		267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
30		267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
31		268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
32		269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
33		270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
34		270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
35		271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
36		271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
37		272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
38		273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000
39		273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700
40		274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400
41		275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200
42		275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800	
43		276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900	
44		277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000	
45		277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000	
46		278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500	
47		279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000	
48		279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400	
49		280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000	

医療職基本給表(三)

別表第5(第9条関係)

職員 の区 分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500	
	51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900	
	52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400	
	53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900	
	54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300	
	55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600	
	56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900	
	57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300	
	58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600		
	59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300		
	60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900		
	61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500		
	62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100		
	63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800		
	64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400		
	65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100		
	66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600		
	67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200		
	68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700		
	69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100		
	70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700		
	71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100		
	72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400		
	73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700		
	74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200		
	75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600		
	76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900		
	77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200		
	78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700		
	79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200		
	80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600		
	81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900		
	82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300		
	83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800		
	84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200		
	85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600		
	86	295,800	322,600	360,600	379,900			
	87	296,300	323,600	361,400	380,500			
	88	296,800	324,600	362,200	381,000			
	89	297,200	325,500	362,800	381,300			
	90	297,700	326,500	363,400	381,800			
	91	298,200	327,500	364,000	382,100			
	92	298,700	328,500	364,600	382,400			
	93	299,200	329,300	365,000	383,000			
	94	299,600	330,000	365,400	383,500			
	95	300,100	330,700	365,900	384,000			
	96	300,700	331,300	366,300	384,500			
	97	301,300	331,800	366,800	385,100			
	98	301,800	332,100	367,200	385,600			
	99	302,300	332,600	367,700	386,100			

医療職基本給表(三)

別表第5(第9条関係)

職員 の区 分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	100	302,800	333,200	368,100	386,500			
	101	303,200	333,600	368,400	387,100			
	102	303,700	334,100	368,900	387,600			
	103	304,100	334,700	369,200	388,100			
	104	304,500	335,200	369,500	388,600			
	105	304,900	335,600	369,900	389,200			
	106	305,300	336,100	370,400	389,600			
	107	305,700	336,600	370,900	390,100			
	108	306,000	337,100	371,400	390,600			
	109	306,200	337,500	371,900	391,200			
	110	306,500	337,800	372,400				
	111	306,700	338,100	372,900				
	112	307,000	338,400	373,300				
	113	307,300	338,700	373,700				
	114	307,500	339,100	374,100				
	115	307,800	339,400	374,600				
	116	308,000	339,700	375,100				
	117	308,300	339,900	375,500				
	118	308,500	340,200	376,000				
	119	308,800	340,500	376,500				
	120	309,100	340,700	377,000				
	121	309,400	340,900	377,300				
	122	309,700	341,200					
	123	310,000	341,500					
	124	310,300	341,800					
	125	310,500	342,000					
	126	310,700	342,300					
	127	311,000	342,600					
	128	311,400	342,800					
	129	311,600	343,000					
	130	311,900	343,200					
	131	312,200	343,500					
	132	312,600	343,700					
	133	312,800	344,000					
	134	313,100	344,400					
	135	313,400	344,800					
	136	313,700	345,200					
	137	313,900	345,500					
	138	314,200	345,900					
	139	314,500	346,300					
	140	314,800	346,700					
	141	315,000	347,000					
	142	315,300	347,400					
	143	315,700	347,700					
	144	316,000	348,100					
	145	316,200	348,400					
	146	316,400	348,800					
	147	316,700	349,200					
	148	317,000	349,600					
	149	317,200	349,900					

医療職基本給表(三)

別表第5(第9条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	150	317,400	350,300					
	151	317,700	350,700					
	152	318,000	351,100					
	153	318,400	351,400					
	154	318,600						
	155	318,800						
	156	319,100						
	157	319,400						
	158	319,700						
	159	320,000						
	160	320,300						
	161	320,700						
	162	321,000						
	163	321,300						
	164	321,600						
	165	322,000						
	166	322,300						
	167	322,600						
	168	322,900						
	169	323,300						
再雇用職員		248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600	389,000

教育職基本給表(四) 別表第6(第9条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級
	号給	基本給月額	基本給月額
再雇用職員以外の職員		円	円
	1	244,100	277,500
	2	247,000	279,300
	3	250,100	281,100
	4	253,100	282,800
	5	256,300	284,400
	6	259,600	285,900
	7	262,800	287,400
	8	266,000	288,900
	9	269,000	290,400
	10	270,800	292,200
	11	272,500	294,100
	12	274,100	295,900
	13	275,700	297,800
	14	277,000	299,700
	15	278,400	301,600
	16	279,700	303,500
	17	281,000	305,500
	18	282,100	308,000
	19	283,100	310,600
	20	284,000	313,200
	21	285,400	315,800
	22	286,700	318,300
	23	288,100	320,700
	24	289,400	323,000
	25	290,800	325,100
	26	292,300	327,200
	27	293,700	329,300
	28	295,100	331,400
	29	296,400	333,400
	30	297,700	335,000
	31	299,000	336,500
	32	300,400	338,000
	33	301,800	339,500
	34	303,100	341,100
	35	304,400	342,600
	36	305,200	344,100
	37	305,900	345,500
	38	306,700	346,900
	39	307,500	348,200
	40	308,300	349,400
	41	309,000	350,600
	42	309,800	352,300
	43	310,500	353,900
	44	311,000	355,700
	45	311,500	357,300
	46	312,000	358,900
	47	312,400	360,400
	48	312,800	361,800
	49	313,300	363,300

教育職基本給表(四) 別表第6(第9条関係)

職員 の区 分	職務の級	1級	2級
	号給	基本給月額	基本給月額
	50	313,700	364,900
	51	314,100	366,300
	52	314,400	367,700
	53	314,700	369,100
	54	315,100	370,100
	55	315,400	371,100
	56	315,800	372,000
	57	316,100	373,100
	58	316,400	374,300
	59	316,800	375,600
	60	317,100	376,900
	61	317,500	378,200
	62	317,800	379,500
	63	318,100	380,700
	64	318,400	381,900
	65	318,800	383,100
	66	319,100	384,400
	67	319,500	385,600
	68	319,800	386,800
	69	320,200	388,000
	70	320,500	389,300
	71	320,900	390,500
	72	321,300	391,700
	73	321,600	392,900
	74	322,000	394,200
	75	322,500	395,500
	76	322,900	396,700
	77	323,200	397,800
	78	323,700	398,900
	79	324,100	399,900
	80	324,500	401,200
	81	324,900	402,600
	82	325,300	403,900
	83	325,700	405,400
	84	326,100	406,800
	85	326,500	407,800
	86	327,000	409,100
	87	327,500	410,400
	88	328,000	411,800
	89	328,300	412,900
	90	328,700	413,800
	91	329,100	414,800
	92	329,500	415,900
	93	330,000	416,700
	94	330,400	417,800
	95	331,000	418,900
	96	331,500	419,800
	97	331,900	420,700
	98	332,300	421,600
	99	332,600	422,500

教育職基本給表(四) 別表第6(第9条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級
	号給	基本給月額	基本給月額
	100	332,900	423,400
	101	333,200	424,200
	102	333,500	425,200
	103	333,800	426,100
	104	334,100	427,100
	105	334,400	427,700
	106	334,900	428,400
	107	335,400	429,100
	108	335,800	429,600
	109	336,200	430,000
	110	336,700	430,400
	111	337,100	430,700
	112	337,500	431,000
	113	337,800	431,200
	114	338,300	431,500
	115	338,600	431,800
	116	339,000	432,100
	117	339,300	432,300
	118	339,700	432,600
	119	340,200	432,900
	120	340,700	433,100
	121	340,900	433,300
	122	341,300	433,600
	123	341,600	433,900
	124	341,900	434,100
	125	342,100	434,300
	126	342,400	0
	127	342,900	0
	128	343,200	0
	129	343,400	0
	130	343,800	0
	131	344,300	0
	132	344,700	0
	133	344,900	0
	134	345,300	0
	135	345,700	0
	136	346,000	0
	137	346,300	0
	138	346,700	0
	139	347,100	0
	140	347,500	0
	141	347,900	0
再雇用職員		261,500	309,100

別表第7(9条関係)

(削除)

別表第8 級別標準職務表(第9条関係)
ア 事務職基本給表(一)級別標準職務表

職務の級	標準的な役職
一級	主事
二級	主任主事
三級	主査
四級	1 総括主任 2 事務主幹 3 業務主任 4 係長 5 主任主査
五級	1 課長補佐の職務 2 室長、担当課長、副センター長の職務 3 事務長、課長、室長の職務
六級	1 業務集中管理センター長 2 法人本部事務局次長又は経営改革担当次長 3 事務部長
七級	法人本部事務局長
八級	
九級	

イ 事務職基本給表(二)級別標準職務表

職務の級	標準的な役職
一級	主事
二級	主任主事
三級	主査
四級	係長

ウ 医療職基本給表(一)級別標準職務表

職務の級	標準的な役職
一級	病院において医療業務を行う職務
二級	医長の職務
三級	1 副院長 2 センター長 3 診療部長 4 室長 5 参事又は副部長
四級	総長又は院長

エ 医療職基本給表(二)級別標準職務表

職務の級	標準的な役職
一級	技師
二級	主任技師
三級	主査
四級	1 係長 2 主任主査又は副主任主査
五級	1 技師長 2 薬剤部次長 3 副技師長 4 栄養管理副部長
六級	1 統括技師長 2 薬剤部長 3 技師長の職務のうち理事長が認めるもの
七級	

オ 医療職基本給表(三)級別標準職務表

職務の級	標準的な役職
一級	
二級	1 主任技師 2 技師
三級	看護主査
四級	看護主任
五級	1 看護副部長 2 看護師長
六級	1 統括看護管理者 2 副院長又は看護部長
七級	

カ 教育職基本給表(四)級別標準職務表

職務の級	標準的な役職
一級	技師
二級	1 校長 2 副校長 3 教務主幹又は教務主任 4 教務主査又は看護主査 5 主任技師

キ (削除)

上記にかかわらず、理事長が特に必要と認める場合は、別の級に格付けすることができる。

別表第9 削除

別表第10 初任給基準表(第10条関係)

ア 事務職基本給表(一)初任給基準表

学歴免許等	初任給
大学卒	一級二十九号給
高校卒	一級九号給

イ 事務職基本給表(二)初任給基準表

学歴免許等	初任給
高校卒	一級九号給

ウ 医療職基本給表(一)初任給基準表

学歴免許等	初任給
博士課程修了	一級二十九号給
大学六卒	一級五号給

備考 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後のものとする。ただし、理事長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

エ 医療職基本給表(二)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学六卒	二級十七号給
薬剤師その他	大学卒	二級五号給
	短大三卒	一級二十一号給
	短大二卒	一級十五号給
	高校専攻科卒	一級十一号給

備考 1 この表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数はそれぞれ免許を取得した時以後のものとする。ただし、理事長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

2 薬剤師法の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十四号)附則第三条の規定により薬剤師となった者に対する学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、「大学六卒」の区分によるものとする。

オ 医療職基本給表(三)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
保健師	大学卒	二級十九号給
助産師	短大卒	二級十三号給
看護師	大学卒	二級十七号給
	短大三卒	二級十三号給
	短大二卒	二級九号給

備考1 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時(保健師及び助産師で看護師免許を有する職員にあつては、看護師免許を取得した時)以後のものとする。ただし、理事長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

2 准看護師の業務に3年以上従事したことにより、保健師助産師看護師法第21条第4号の規定に該当した者で保健師、助産師又は看護師となつたものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあつては2級21号給、「短大二卒」にあつては2級17号給とする。

カ 教育職基本給表(四)初任給基準表

学歴免許等	初任給
大学卒	一級十七号給
短大三卒	一級九号給
短大二卒	一級七号給

キ 削除

別表第11 昇格時号給対応表(第11条関係)
ア 事務職基本給表 (一) 昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5
6	1	1	1	1	1	1	1	5
7	1	1	1	1	1	1	1	5
8	1	1	1	1	1	1	1	5
9	1	1	1	1	1	1	1	5
10	1	1	1	2	1	1	1	
11	1	1	1	3	1	1	1	
12	1	1	1	4	1	1	1	
13	1	1	1	5	1	1	2	
14	1	1	1	6	2	1	2	
15	1	1	1	7	3	1	2	
16	1	1	1	8	4	1	2	
17	1	1	1	9	5	1	2	
18	1	1	1	10	6	2	3	
19	1	1	1	11	7	3	3	
20	1	1	1	12	8	4	3	
21	1	1	1	13	9	5	3	
22	1	2	2	14	10	5	4	
23	1	3	3	15	11	6	4	
24	1	4	4	16	12	6	4	
25	1	5	5	17	13	7	4	
26	1	6	6	18	14	7	4	
27	1	7	7	19	15	8	4	
28	1	8	8	20	16	8	4	
29	1	9	9	21	17	9	5	
30	1	10	10	22	18	9	5	
31	1	11	11	23	19	10	5	
32	1	12	12	24	20	10	5	
33	1	13	13	25	21	11	5	
34	2	14	14	26	22	11	5	
35	3	15	15	27	23	12	5	
36	4	16	16	28	24	12	5	
37	5	17	17	29	25	13	5	
38	6	18	18	30	26	13	5	
39	7	19	19	31	27	13	5	
40	8	20	20	32	28	13	5	
41	9	21	21	33	29	14	5	
42	10	22	22	34	29	14	5	
43	11	23	23	35	30	14	5	
44	12	24	24	36	30	14	5	
45	13	25	25	37	31	15	5	
46	14	26	26	38	31	15		
47	15	27	27	39	32	15		
48	16	28	28	40	32	15		
49	17	29	29	41	33	15		
50	18	30	30	42	33	15		
51	19	31	31	43	34	15		
52	20	32	32	44	34	15		
53	21	33	33	45	35	15		
54	21	33	34	46	35	15		
55	22	34	35	47	36	15		
56	22	34	36	48	36	15		
57	23	35	37	49	37	15		
58	23	35	37	50	37	15		
59	24	36	37	51	38	15		
60	24	36	38	52	38	15		
61	25	37	38	53	38	15		
62	25	38	38	54	38	15		
63	26	39	39	55	38	15		
64	26	40	39	56	38	15		
65	27	41	39	57	38	15		
66	27	41	40	58	38	16		

別表第11 昇格時号給対応表(第11条関係)
ア 事務職基本給表（一）昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
67	28	42	40	59	38	16		
68	28	42	40	60	38	16		
69	29	43	41	60	39	16		
70	29	43	41	60	39	16		
71	29	44	41	60	39	16		
72	30	44	42	60	39	16		
73	30	45	42	61	39	17		
74	30	45	42	61	39			
75	31	45	43	61	39			
76	31	45	43	61	39			
77	31	45	43	61	39			
78	32	46	44	62	39			
79	32	46	44	62	39			
80	32	46	44	62	39			
81	33	46	45	63	40			
82	33	46	45	64	40			
83	33	47	45	65	40			
84	34	47	45	66	40			
85	34	47	46	67	41			
86	34	47	46					
87	35	47	46					
88	35	48	46					
89	35	48	47					
90	36	48	47					
91	36	48	47					
92	36	48	47					
93	37	49	47					
94		49	47					
95		49	47					
96		49	48					
97		49	48					
98		50	48					
99		50	48					
100		50	48					
101		50	48					
102		50	48					
103		51	49					
104		51	49					
105		51	49					
106		51	49					
107		51	49					
108		52	49					
109		52	49					
110		52						
111		52						
112		52						
113		52						
114		52						
115		52						
116		52						
117		53						
118		53						
119		53						
120		53						
121		53						
122		53						
123		53						
124		53						
125		53						

イ 事務職基本給表（二）昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	2	1
15	1	3	1
16	1	4	1
17	1	5	1
18	1	6	1
19	1	7	1
20	1	8	1
21	1	9	1
22	2	10	1
23	3	11	1
24	4	12	1
25	5	13	1
26	6	13	1
27	7	14	1
28	8	14	1
29	9	15	1
30	10	15	2
31	11	16	3
32	12	16	4
33	13	17	5
34	14	18	6
35	15	19	7
36	16	20	8
37	17	21	9
38	18	22	10
39	19	23	11
40	20	24	12
41	21	25	13
42	22	26	14
43	23	27	15
44	24	28	16
45	25	29	17
46	26	29	18
47	27	30	19
48	28	30	20
49	29	31	21
50	30	31	22
51	31	32	23
52	32	32	24
53	33	33	25
54	34	34	26
55	35	35	27

イ 事務職基本給表（二）昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
56	36	36	28
57	37	37	29
58	38	38	30
59	39	39	31
60	40	40	32
61	41	41	33
62	42	42	34
63	43	43	35
64	44	44	36
65	45	45	37
66	45	45	38
67	45	46	39
68	46	46	40
69	46	47	41
70	46	47	42
71	47	48	43
72	47	48	44
73	47	49	45
74	48	49	46
75	48	49	47
76	48	50	48
77	49	50	49
78	49	50	50
79	49	51	51
80	50	51	52
81	50	51	53
82	50	52	54
83	51	52	55
84	51	52	56
85	51	53	57
86	52	53	57
87	52	53	58
88	52	54	58
89	52	54	59
90	52	54	59
91	53	55	60
92	53	55	60
93	53	55	61
94	53	56	61
95	53	56	62
96	54	56	62
97	54	57	63
98	54	57	63
99	54	57	64
100	54	58	64
101	55	58	65
102	55	58	66
103	55	59	67
104	55	59	68
105	55	59	69
106		60	69
107		60	70
108		60	70
109		61	71
110		61	71

イ 事務職基本給表（二）昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
111		61	72
112		61	72
113		62	72
114		62	72
115		62	72
116		62	72
117		63	72
118		63	72
119		63	72
120		63	72
121		63	72
122		63	72
123		63	72
124		63	72
125		63	72
126		63	72
127		63	72
128		63	72
129		63	72
130		63	
131		63	
132		63	
133		63	
134		63	
135		63	
136		63	
137		63	

ウ 医療職基本給表(一)昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	2	1
23	1	3	1
24	1	4	2
25	1	5	2
26	1	6	2
27	1	7	3
28	1	8	3
29	1	9	3
30	1	10	3
31	1	11	4
32	1	12	4
33	1	13	4
34	2	14	5
35	3	15	5
36	4	16	5
37	5	17	5
38	6	18	5
39	7	19	5
40	8	20	5
41	9	21	5
42	10	21	5
43	11	22	5
44	12	22	5
45	13	23	5
46	13	23	5
47	13	24	5
48	14	24	5
49	14	25	5
50	14	25	5
51	14	26	5
52	15	26	5
53	15	27	5
54	15	27	5
55	15	28	5
56	16	28	5

ウ 医療職基本給表(一)昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
57	16	29	5
58	16	29	5
59	16	29	5
60	17	30	5
61	17	30	5
62	17	30	5
63	18	31	5
64	18	31	5
65	19	31	5
66		32	5
67		32	5
68		32	5
69		32	5
70		32	5
71		33	5
72		33	5
73		33	5
74		33	
75		33	
76		34	
77		34	
78		34	
79		34	
80		34	
81		35	
82		35	
83		35	
84		35	
85		35	

エ 医療職基本給表(二)昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	1	6	1	1	1
19	1	1	7	1	1	1
20	1	1	8	1	1	1
21	1	1	9	1	1	1
22	2	2	10	2	2	2
23	3	3	11	3	3	3
24	4	4	12	4	4	4
25	5	5	13	5	5	5
26	6	6	14	6	6	5
27	7	7	15	7	7	6
28	8	8	16	8	8	6
29	9	9	17	9	9	7
30	10	10	18	10	10	7
31	11	11	19	11	11	8
32	12	12	20	12	12	8
33	13	13	21	13	13	9
34	14	14	22	14	14	9
35	15	15	23	15	15	9
36	16	16	24	16	16	9
37	17	17	25	17	17	9
38	18	18	26	18	18	9
39	19	19	27	19	19	10
40	20	20	28	20	20	10
41	21	21	29	21	21	10
42	22	22	30	22	21	10
43	23	23	31	23	21	10
44	24	24	32	24	22	10
45	25	25	33	25	22	11
46	25	26	34	25	22	11
47	26	27	35	26	23	11
48	26	28	36	26	23	11
49	27	29	37	27	23	11
50	27	30	38	27	24	11
51	28	31	39	28	24	12
52	28	32	40	28	24	12
53	29	33	41	29	25	12
54	29	34	42	29	25	
55	30	35	43	30	26	
56	30	36	44	30	26	
57	31	37	45	31	27	
58	31	38	46	31	27	
59	32	39	47	32	28	
60	32	40	48	32	28	
61	33	41	49	33	28	
62	33	42	50	33	28	
63	34	43	51	33	28	
64	34	44	52	34	29	
65	35	45	53	34	29	
66	35	46	54	34	29	
67	36	47	55	35	29	
68	36	48	56	35	29	
69	37	49	57	35	30	
70	37	49	57	36	30	
71	38	50	58	36	30	
72	38	50	58	36	30	
73	39	51	59	37	30	
74	39	51	59	37	31	
75	40	52	60	37	31	
76	40	52	60	37	31	

エ 医療職基本給表(二)昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
77	41	53	61	38	31	
78	41	53	61	38		
79	41	53	62	38		
80	42	54	62	38		
81	42	54	63	39		
82	42	54	63	39		
83	43	55	64	39		
84	43	55	64	39		
85	43	55	65	39		
86		56	66	40		
87		56	67	40		
88		56	68	40		
89		56	69	40		
90		56	69	40		
91		57	70	41		
92		57	70	41		
93		57	70	41		
94		57	70	41		
95		57	70	41		
96		58	70	42		
97		58	70	42		
98		58	70	42		
99		58	70	42		
100		58	70	42		
101		59	70	43		
102		59	70			
103		59	70			
104		59	70			
105		59	70			
106			70			
107			70			
108			70			
109			70			
110						
111						
112						
113						

オ 医療職基本給表(三)昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	1	1	1
19	3	1	7	1	1	1
20	4	1	8	1	1	1
21	5	1	9	1	1	1
22	6	1	10	2	1	2
23	7	1	11	3	1	3
24	8	1	12	4	1	4
25	9	1	13	5	1	5
26	10	1	14	6	2	6
27	11	1	15	7	3	7
28	12	1	16	8	4	8
29	13	1	17	9	5	9
30	14	2	18	10	6	10
31	15	3	19	11	7	11
32	16	4	20	12	8	12
33	17	5	21	13	9	13
34	18	6	22	14	10	14
35	19	7	23	15	11	15
36	20	8	24	16	12	16
37	21	9	25	17	13	17
38	22	10	26	18	14	18
39	23	11	27	19	15	19
40	24	12	28	20	16	20
41	25	13	29	21	17	20
42	26	14	30	22	17	20
43	27	15	31	23	18	20
44	28	16	32	24	18	20
45	29	17	33	25	19	21
46	30	18	34	26	19	21
47	31	19	35	27	20	21
48	32	20	36	28	20	21
49	33	21	37	29	21	21
50	34	22	38	30	21	22
51	35	23	39	31	22	22
52	36	24	40	32	22	22
53	37	25	41	33	23	22
54	38	26	42	34	23	22
55	39	27	43	35	24	23
56	40	28	44	36	24	23
57	41	29	45	37	25	23
58	41	30	46	38	25	
59	42	31	47	39	26	
60	42	32	48	40	26	
61	43	33	49	41	27	
62	43	34	50	42	27	
63	44	35	51	43	28	
64	44	36	52	44	28	
65	45	37	53	45	29	
66	46	38	54	45	29	
67	47	39	55	46	29	
68	48	40	56	46	29	
69	49	41	57	47	29	
70	50	42	58	47	29	
71	51	43	59	48	30	
72	52	44	60	48	30	
73	53	45	61	49	30	
74	54	46	62	50	30	
75	55	47	63	51	30	

オ 医療職基本給表(三)昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
76	56	48	64	52	30	
77	57	49	65	53	31	
78	58	50	66	53	31	
79	59	51	67	54	31	
80	60	52	68	54	31	
81	61	53	69	55	31	
82	62	54	70	55	31	
83	63	55	71	56	32	
84	64	56	72	56	32	
85	65	57	73	57	32	
86	65	58	74	57		
87	66	59	75	58		
88	66	60	76	58		
89	67	61	77	59		
90	67	62	78	59		
91	68	63	79	60		
92	68	64	80	60		
93	69	65	81	60		
94	70	66	81	60		
95	71	67	82	61		
96	72	68	82	61		
97	73	69	83	61		
98	74	70	83	61		
99	75	71	84	62		
100	76	72	84	62		
101	77	73	85	62		
102	77	74	86	62		
103	78	75	87	63		
104	78	76	88	63		
105	79	77	88	63		
106	79	77	88	63		
107	80	77	89	64		
108	80	78	89	64		
109	81	78	89	65		
110	81	78	90			
111	81	79	90			
112	81	79	90			
113	81	79	91			
114	82	80	91			
115	82	80	91			
116	82	80	92			
117	82	81	92			
118	82	81	92			
119	83	81	93			
120	83	81	93			
121	83	82	93			
122	83	82				
123	83	82				
124	84	82				
125	84	83				
126	84	83				
127	84	83				
128	84	83				
129	85	84				
130	85	84				
131	85	84				
132	86	84				
133	86	85				
134	86	85				
135	87	85				
136	87	86				
137	87	86				
138	88	86				
139	88	86				
140	88	86				
141	89	87				

オ 医療職基本給表(三)昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
142	89	87				
143	89	87				
144	89	87				
145	90	87				
146	90	88				
147	90	88				
148	90	88				
149	91	88				
150	91	88				
151	91	89				
152	91	89				
153	92	89				
154	92					
155	92					
156	92					
157	93					
158	93					
159	93					
160	94					
161	94					
162	94					
163	95					
164	95					
165	95					
166	96					
167	96					
168	96					
169	97					

カ 教育職基本給表(四)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受 けていた号給	昇格後の号給
	2級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	2
15	3
16	4
17	5
18	6
19	7
20	8
21	9
22	10
23	11
24	12
25	13
26	14
27	15
28	16
29	17
30	18
31	19
32	20
33	21
34	22
35	23
36	24
37	25
38	26
39	27
40	28
41	29
42	29
43	29
44	30
45	30
46	30
47	31
48	31
49	31
50	32
51	32
52	32
53	33
54	33
55	33
56	34

カ 教育職基本給表(四)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受 けていた号給	昇格後の号給
	2級
57	34
58	34
59	35
60	35
61	35
62	36
63	36
64	36
65	37
66	37
67	38
68	38
69	39
70	39
71	40
72	40
73	41
74	41
75	42
76	42
77	43
78	43
79	44
80	44
81	45
82	45
83	46
84	46
85	47
86	47
87	48
88	48
89	49
90	49
91	49
92	49
93	50
94	50
95	50
96	50
97	51
98	51
99	51
100	51
101	52
102	52
103	52
104	52
105	53
106	53
107	53
108	53
109	53
110	54
111	54
112	54

カ 教育職基本給表(四)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受 けていた号給	昇格後の号給
	2級
113	54
114	54
115	55
116	55
117	55
118	55
119	55
120	56
121	56
122	56
123	56
124	56
125	57
126	57
127	57
128	57
129	57
130	58
131	58
132	58
133	58
134	58
135	59
136	59
137	59
138	59
139	59
140	60
141	60

キ 削除

別表第11の2 降格時号給対応表(第11条の2関係)
ア 事務職基本給表 (一) 降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	33	21	21	9	13	17	12	1
2	33	22	22	10	14	18	17	2
3	33	23	23	11	15	19	21	3
4	34	24	24	12	16	20	28	4
5	35	25	25	13	17	22	45	9
6	36	26	26	14	18	24	45	9
7	38	27	27	15	19	26	45	9
8	39	28	28	16	20	28	45	9
9	41	29	29	17	21	30	45	9
10	42	30	30	18	22	32		
11	43	31	31	19	23	34		
12	44	32	32	20	24	36		
13	45	33	33	21	25	40		
14	46	34	34	22	26	44		
15	47	35	35	23	27	65		
16	48	36	36	24	28	72		
17	49	37	37	25	29	73		
18	50	38	38	26	30	73		
19	51	39	39	27	31	73		
20	52	40	40	28	32	73		
21	54	41	41	29	33	73		
22	56	42	42	30	34	73		
23	58	43	43	31	35	73		
24	60	44	44	32	36	73		
25	62	45	45	33	37	73		
26	64	46	46	34	38	73		
27	66	47	47	35	39	73		
28	68	48	48	36	40	73		
29	71	49	49	37	42	73		
30	74	50	50	38	44	73		
31	77	51	51	39	46	73		
32	80	52	52	40	48	73		
33	83	54	53	41	50	73		
34	86	56	54	42	52	73		
35	89	58	55	43	54	73		
36	92	60	56	44	56	73		
37	93	61	59	45	58	73		
38	93	62	62	46	68	73		
39	93	63	65	47	80	73		
40	93	64	68	48	84	73		
41	93	66	71	49	85	73		
42	93	68	74	50	85	73		
43	93	70	77	51	85	73		
44	93	72	80	52	85	73		
45	93	77	84	53	85	73		
46	93	82	88	54	85			
47	93	87	95	55	85			
48	93	92	102	56	85			
49	93	97	109	57	85			
50	93	102	109	58	85			
51	93	107	109	59	85			
52	93	116	109	60	85			
53	93	125	109	61	85			
54	93	125	109	62	85			
55	93	125	109	63	85			
56	93	125	109	64	85			
57	93	125	109	65	85			
58	93	125	109	66	85			
59	93	125	109	67	85			
60	93	125	109	72	85			
61	93	125	109	77	85			
62	93	125	109	80	85			
63	93	125	109	81	85			
64	93	125	109	82	85			
65	93	125	109	83	85			
66	93	125	109	84	85			

別表第11の2 降格時号給対応表(第11条の2関係)
ア 事務職基本給表 (一) 降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
67	93	125	109	85	85			
68	93	125	109	85	85			
69	93	125	109	85	85			
70	93	125	109	85	85			
71	93	125	109	85	85			
72	93	125	109	85	85			
73	93	125	109	85	85			
74	93	125	109	85				
75	93	125	109	85				
76	93	125	109	85				
77	93	125	109	85				
78	93	125	109	85				
79	93	125	109	85				
80	93	125	109	85				
81	93	125	109	85				
82	93	125	109	85				
83	93	125	109	85				
84	93	125	109	85				
85	93	125	109	85				
86	93	125						
87	93	125						
88	93	125						
89	93	125						
90	93	125						
91	93	125						
92	93	125						
93	93	125						
94	93	125						
95	93	125						
96	93	125						
97	93	125						
98	93	125						
99	93	125						
100	93	125						
101	93	125						
102	93	125						
103	93	125						
104	93	125						
105	93	125						
106	93	125						
107	93	125						
108	93	125						
109	93	125						
110	93							
111	93							
112	93							
113	93							
114	93							
115	93							
116	93							
117	93							
118	93							
119	93							
120	93							
121	93							
122	93							
123	93							
124	93							
125	93							

イ 事務職基本給表（二）降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
1	21	13	29
2	22	14	30
3	23	15	31
4	24	16	32
5	25	17	33
6	26	18	34
7	27	19	35
8	28	20	36
9	29	21	37
10	30	22	38
11	31	23	39
12	32	24	40
13	33	26	41
14	34	28	42
15	35	30	43
16	36	32	44
17	37	33	45
18	38	34	46
19	39	35	47
20	40	36	48
21	41	37	49
22	42	38	50
23	43	39	51
24	44	40	52
25	45	41	53
26	46	42	54
27	47	43	55
28	48	44	56
29	49	46	57
30	50	48	58
31	51	50	59
32	52	52	60
33	53	53	61
34	54	54	62
35	55	55	63
36	56	56	64
37	57	57	65
38	58	58	66
39	59	59	67
40	60	60	68
41	61	61	69
42	62	62	70
43	63	63	71
44	64	64	72
45	67	66	73
46	70	68	74
47	73	70	75
48	76	72	76
49	79	75	77
50	82	78	78
51	85	81	79
52	90	84	80
53	95	87	81
54	100	90	82
55	105	93	83

イ 事務職基本給表（二）降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
56	105	96	84
57	105	99	86
58	105	102	88
59	105	105	90
60	105	108	92
61	105	112	94
62	105	116	96
63	105	137	98
64	105	137	100
65	105	137	101
66	105	137	102
67	105	137	103
68	105	137	104
69	105	137	106
70	105	137	108
71	105	137	110
72	105	137	129
73	105	137	129
74	105	137	129
75	105	137	129
76	105	137	129
77	105	137	129
78	105	137	129
79	105	137	129
80	105	137	129
81	105	137	129
82	105	137	129
83	105	137	129
84	105	137	129
85	105	137	129
86	105	137	129
87	105	137	129
88	105	137	129
89	105	137	129
90	105	137	129
91	105	137	129
92	105	137	129
93	105	137	129
94	105	137	129
95	105	137	129
96	105	137	129
97	105	137	129
98	105	137	
99	105	137	
100	105	137	
101	105	137	
102	105	137	
103	105	137	
104	105	137	
105	105	137	
106	105	137	
107	105	137	
108	105	137	
109	105	137	
110	105	137	

イ 事務職基本給表（二）降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
111	105	137	
112	105	137	
113	105	137	
114	105	137	
115	105	137	
116	105	137	
117	105	137	
118	105	137	
119	105	137	
120	105	137	
121	105	137	
122	105	137	
123	105	137	
124	105	137	
125	105	137	
126	105	137	
127	105	137	
128	105	137	
129	105	137	
130	105		
131	105		
132	105		
133	105		
134	105		
135	105		
136	105		
137	105		

ウ 医療職基本給表(一)降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
1	33	21	23
2	34	22	26
3	35	23	30
4	36	24	33
5	37	25	73
6	38	26	73
7	39	27	73
8	40	28	73
9	41	29	73
10	42	30	73
11	43	31	
12	44	32	
13	47	33	
14	51	34	
15	55	35	
16	59	36	
17	62	37	
18	64	38	
19	65	39	
20	65	40	
21	65	42	
22	65	44	
23	65	46	
24	65	48	
25	65	50	
26	65	52	
27	65	54	
28	65	56	
29	65	59	
30	65	62	
31	65	65	
32	65	70	
33	65	75	
34	65	80	
35	65	85	
36	65	85	
37	65	85	
38	65	85	
39	65	85	
40	65	85	
41	65	85	
42	65	85	
43	65	85	
44	65	85	
45	65	85	
46	65	85	
47	65	85	
48	65	85	
49	65	85	
50	65	85	
51	65	85	
52	65	85	
53	65	85	
54	65	85	
55	65	85	
56	65	85	

ウ 医療職基本給表(一)降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
57	65	85	
58	65	85	
59	65	85	
60	65	85	
61	65	85	
62	65	85	
63	65	85	
64	65	85	
65	65	85	
66	65	85	
67	65	85	
68	65	85	
69	65	85	
70	65	85	
71	65	85	
72	65	85	
73	65	85	
74	65		
75	65		
76	65		
77	65		
78	65		
79	65		
80	65		
81	65		
82	65		
83	65		
84	65		
85	65		

エ 医療職基本給表(二)降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	21	21	13	21	21	21
2	22	22	14	22	22	22
3	23	23	15	23	23	23
4	24	24	16	24	24	24
5	25	25	17	25	25	26
6	26	26	18	26	26	28
7	27	27	19	27	27	30
8	28	28	20	28	28	32
9	29	29	21	29	29	38
10	30	30	22	30	30	44
11	31	31	23	31	31	50
12	32	32	24	32	32	53
13	33	33	25	33	33	53
14	34	34	26	34	34	53
15	35	35	27	35	35	53
16	36	36	28	36	36	53
17	37	37	29	37	37	53
18	38	38	30	38	38	53
19	39	39	31	39	39	53
20	40	40	32	40	40	53
21	41	41	33	41	43	53
22	42	42	34	42	46	53
23	43	43	35	43	49	53
24	44	44	36	44	52	53
25	46	45	37	46	54	53
26	48	46	38	48	56	53
27	50	47	39	50	58	53
28	52	48	40	52	63	53
29	54	49	41	54	68	53
30	56	50	42	56	73	53
31	58	51	43	58	77	53
32	60	52	44	60	77	53
33	62	53	45	63	77	53
34	64	54	46	66	77	53
35	66	55	47	69	77	53
36	68	56	48	72	77	53
37	70	57	49	76	77	53
38	72	58	50	80	77	
39	74	59	51	85	77	
40	76	60	52	90	77	
41	79	61	53	95	77	
42	82	62	54	100	77	
43	85	63	55	101	77	
44	85	64	56	101	77	
45	85	65	57	101	77	
46	85	66	58	101	77	
47	85	67	59	101	77	
48	85	68	60	101	77	
49	85	70	61	101	77	
50	85	72	62	101	77	
51	85	74	63	101	77	
52	85	76	64	101	77	
53	85	79	65	101	77	
54	85	82	66	101		
55	85	85	67	101		
56	85	90	68	101		
57	85	95	70	101		
58	85	100	72	101		
59	85	105	74	101		
60	85	105	76	101		
61	85	105	78	101		
62	85	105	80	101		
63	85	105	82	101		
64	85	105	84	101		
65	85	105	85	101		
66	85	105	86	101		
67	85	105	87	101		
68	85	105	88	101		
69	85	105	90	101		
70	85	105	109	101		
71	85	105	109	101		
72	85	105	109	101		
73	85	105	109	101		
74	85	105	109	101		
75	85	105	109	101		
76	85	105	109	101		
77	85	105	109	101		

エ 医療職基本給表(二)降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
78	85	105	109			
79	85	105	109			
80	85	105	109			
81	85	105	109			
82	85	105	109			
83	85	105	109			
84	85	105	109			
85	85	105	109			
86	85	105	109			
87	85	105	109			
88	85	105	109			
89	85	105	109			
90	85	105	109			
91	85	105	109			
92	85	105	109			
93	85	105	109			
94	85	105	109			
95	85	105	109			
96	85	105	109			
97	85	105	109			
98	85	105	109			
99	85	105	109			
100	85	105	109			
101	85	105	109			
102	85	105				
103	85	105				
104	85	105				
105	85	105				
106		105				
107		105				
108		105				
109		105				
110						
111						
112						
113						

オ 医療職基本給表(三)降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	17	29	13	21	25	21
2	17	30	14	22	26	22
3	17	31	15	23	27	23
4	18	32	16	24	28	24
5	19	33	17	25	29	25
6	20	34	18	26	30	26
7	21	35	19	27	31	27
8	22	36	20	28	32	28
9	24	37	21	29	33	29
10	25	38	22	30	34	30
11	26	39	23	31	35	31
12	28	40	24	32	36	32
13	29	41	25	33	37	33
14	30	42	26	34	38	34
15	31	43	27	35	39	35
16	32	44	28	36	40	36
17	33	45	29	37	42	37
18	34	46	30	38	44	38
19	35	47	31	39	46	39
20	36	48	32	40	48	44
21	37	49	33	41	50	49
22	38	50	34	42	52	54
23	39	51	35	43	54	57
24	40	52	36	44	56	57
25	41	53	37	45	58	57
26	42	54	38	46	60	57
27	43	55	39	47	62	57
28	44	56	40	48	64	57
29	45	57	41	49	70	57
30	46	58	42	50	76	57
31	47	59	43	51	82	57
32	48	60	44	52	85	57
33	49	61	45	53	85	57
34	50	62	46	54	85	57
35	51	63	47	55	85	57
36	52	64	48	56	85	57
37	53	65	49	57	85	57
38	54	66	50	58	85	57
39	55	67	51	59	85	57
40	56	68	52	60	85	57
41	58	69	53	61	85	57
42	60	70	54	62	85	
43	62	71	55	63	85	
44	64	72	56	64	85	
45	65	73	57	66	85	
46	66	74	58	68	85	
47	67	75	59	70	85	
48	68	76	60	72	85	
49	69	77	61	73	85	
50	70	78	62	74	85	
51	71	79	63	75	85	
52	72	80	64	76	85	
53	73	81	65	78	85	
54	74	82	66	80	85	
55	75	83	67	82	85	
56	76	84	68	84	85	
57	77	85	69	86	85	
58	78	86	70	88		
59	79	87	71	90		
60	80	88	72	94		
61	81	89	73	98		
62	82	90	74	102		
63	83	91	75	106		
64	84	92	76	108		
65	86	93	77	109		
66	88	94	78	109		
67	90	95	79	109		
68	92	96	80	109		
69	93	97	81	109		
70	94	98	82	109		
71	95	99	83	109		
72	96	100	84	109		
73	97	101	85	109		
74	98	102	86	109		
75	99	103	87	109		

オ 医療職基本給表(三)降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
76	100	104	88	109		
77	102	107	89	109		
78	104	110	90	109		
79	106	113	91	109		
80	108	116	92	109		
81	113	120	94	109		
82	118	124	96	109		
83	123	128	98	109		
84	128	132	100	109		
85	131	135	101	109		
86	134	140	102			
87	137	145	103			
88	140	150	106			
89	144	153	109			
90	148	153	112			
91	152	153	115			
92	156	153	118			
93	159	153	121			
94	162	153	121			
95	165	153	121			
96	168	153	121			
97	169	153	121			
98	169	153	121			
99	169	153	121			
100	169	153	121			
101	169	153	121			
102	169	153	121			
103	169	153	121			
104	169	153	121			
105	169	153	121			
106	169	153	121			
107	169	153	121			
108	169	153	121			
109	169	153	121			
110	169	153				
111	169	153				
112	169	153				
113	169	153				
114	169	153				
115	169	153				
116	169	153				
117	169	153				
118	169	153				
119	169	153				
120	169	153				
121	169	153				
122	169					
123	169					
124	169					
125	169					
126	169					
127	169					
128	169					
129	169					
130	169					
131	169					
132	169					
133	169					
134	169					
135	169					
136	169					
137	169					
138	169					
139	169					
140	169					

オ 医療職基本給表(三)降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
141	169					
142	169					
143	169					
144	169					
145	169					
146	169					
147	169					
148	169					
149	169					
150	169					
151	169					
152	169					
153	169					
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						

カ 教育職基本給表(四)降格時号給対応表

降格した日の前日に受 けていた号給	降格後の号給
	1級
1	13
2	13
3	13
4	15
5	16
6	17
7	18
8	19
9	20
10	21
11	23
12	24
13	25
14	26
15	27
16	28
17	29
18	30
19	31
20	32
21	33
22	34
23	35
24	36
25	37
26	38
27	39
28	40
29	43
30	46
31	49
32	52
33	55
34	58
35	61
36	64
37	66
38	68
39	70
40	72
41	74
42	76
43	78
44	80
45	82
46	84
47	86
48	88
49	92
50	96
51	100
52	104
53	109
54	114
55	119
56	124

カ 教育職基本給表(四)降格時号給対応表

降格した日の前日に受 けていた号給	降格後の号給
	1級
57	129
58	134
59	139
60	141
61	141
62	141
63	141
64	141
65	141
66	141
67	141
68	141
69	141
70	141
71	141
72	141
73	141
74	141
75	141
76	141
77	141
78	141
79	141
80	141
81	141
82	141
83	141
84	141
85	141
86	141
87	141
88	141
89	141
90	141
91	141
92	141
93	141
94	141
95	141
96	141
97	141
98	141
99	141
100	141
101	141
102	141
103	141
104	141
105	141
106	141
107	141
108	141
109	141
110	141
111	141
112	141

カ 教育職基本給表(四)降格時号給対応表

降格した日の前日に受 けていた号給	降格後の号給
	1級
113	141
114	141
115	141
116	141
117	141
118	141
119	141
120	141
121	141
122	141
123	141
124	141
125	141

キ 削除

別表第12(第16条関係)

免許取得 後年度数	月額
	円
1	209,600
2	209,600
3	209,600
4	209,600
5	209,600
6	209,600
7	209,600
8	209,600
9	209,600
10	209,600
11	209,600
12	209,600
13	209,600
14	209,600
15	209,600
16	209,600
17	209,600
18	209,600
19	209,600
20	209,600
21	209,600
22	207,000
23	204,400
24	201,800
25	199,200
26	196,600
27	190,300
28	184,200
29	177,900
30	171,900
31	165,700
32	157,200
33	148,600
34	140,000
35	131,500
36	122,200
37	113,100
38	103,700
39	90,300
40	77,500
41	69,000
42	60,500

別表第13(第20条関係)

自動車の片道の使用距離	支給額
4キロメートル未満	3,100円
4キロメートル以上6キロメートル未満	4,900円
6キロメートル以上8キロメートル未満	5,500円
8キロメートル以上10キロメートル未満	6,500円
10キロメートル以上12キロメートル未満	7,500円
12キロメートル以上14キロメートル未満	8,500円
14キロメートル以上16キロメートル未満	9,600円
16キロメートル以上18キロメートル未満	10,800円
18キロメートル以上20キロメートル未満	12,000円
20キロメートル以上22キロメートル未満	13,200円
22キロメートル以上24キロメートル未満	14,300円
24キロメートル以上26キロメートル未満	15,400円
26キロメートル以上28キロメートル未満	16,500円
28キロメートル以上30キロメートル未満	17,600円
30キロメートル以上32キロメートル未満	18,800円
32キロメートル以上34キロメートル未満	20,000円
34キロメートル以上36キロメートル未満	21,200円
36キロメートル以上38キロメートル未満	22,400円
38キロメートル以上40キロメートル未満	23,600円
40キロメートル以上42キロメートル未満	25,000円
42キロメートル以上44キロメートル未満	26,400円
44キロメートル以上46キロメートル未満	27,800円
46キロメートル以上48キロメートル未満	29,200円
48キロメートル以上50キロメートル未満	30,600円
50キロメートル以上52キロメートル未満	32,000円
52キロメートル以上54キロメートル未満	33,100円
54キロメートル以上56キロメートル未満	34,200円
56キロメートル以上58キロメートル未満	35,300円
58キロメートル以上60キロメートル未満	36,400円
60キロメートル以上62キロメートル未満	37,500円
62キロメートル以上64キロメートル未満	39,100円
64キロメートル以上66キロメートル未満	40,700円
66キロメートル以上68キロメートル未満	42,300円
68キロメートル以上70キロメートル未満	43,900円
70キロメートル以上	45,700円

別表第14(第20条関係)

自転車等の片道の使用距離	支給額
5キロメートル未満	2,500円
5キロメートル以上10キロメートル未満	4,500円
10キロメートル以上15キロメートル未満	6,500円
15キロメートル以上20キロメートル未満	8,500円
20キロメートル以上	10,500円

別表第15(第34条関係)

ア 職別支給割合

組織	職	支給割合
法人本部事務局	事務局長	四種
	事務局次長	
	経営改革担当次長	
	業務集中管理センター長	
	室長	七種
病院	院長	三種
	副院長	四種
	センター長	
	事務部長	
	看護部長	
	統括技師長	
	診療部長	五種
	事務長	
	薬剤部長	六種
	看護副部長	七種
	課(室)長	
	技師長	
	薬剤部次長	
	栄養管理副部長	
看護大学校	校長	五種
	副校長	七種
	教務主幹	
	事務長	
	参事	
医療専門職教育研修センター	所長	四種
	副所長	
	課長	七種

備考

この表に掲げる職(その区分については理事長が別に定めることとしている職を除く。)のうち、理事長が特に必要と認める職については、当該職に対応する区分欄の区分より一段高い区分又は一段低い区分とすることができる。

イ 管理職手当額

基本給表	職務の級	区分	管理職手当額(円)
事務職基本給表(一)	9級	一種	128,900
		二種	117,900
		三種	103,700
	7級	二種	97,900
		三種	89,000
		四種	80,100
		五種	85,200
	6級	四種	76,700
		五種	68,100
		六種	59,600
		七種	64,600
	5級	六種	56,500
		七種	48,400
		八種	43,400
		九種	38,400
医療職基本給表(一)	4級	一種	139,600
		二種	122,800
		三種	111,700
		四種	100,500
		五種	89,300
	3級	四種	96,900
		五種	86,200
		六種	75,400
		七種	64,600
	2級	七種	51,800
医療職基本給表(二)	7級	四種	80,300
	6級	四種	75,700
		五種	67,300
		六種	58,900
		七種	50,500
	5級	五種	63,500
		六種	55,600
		七種	47,600
医療職基本給表(三)	6級	四種	78,300
		五種	69,600
		六種	60,900
		七種	52,200
	5級	五種	64,500
		六種	56,500
		七種	48,400
教育職基本給表(四)	2級	五種	69,100
		六種	60,500
		七種	51,800

別表第16(第35条及び第38条関係)

基本給表	職員	加算割合
事務職基本給表(一)	職務の級8級以上の職員	100分の20
	職務の級7級及び6級の職員	100分の15
	職務の級5級及び4級の職員	100分の10
	職務の級3級の職員	100分の5
事務職基本給表(二)	職務の級4級の職員	100分の5
医療職基本給表(一)	職務の級4級の職員	100分の15
	職務の級3級及び2級の職員	100分の10
	職務の級1級の職員(経験5年以上の職員に限る。)	100分の5
医療職基本給表(二)	職務の級7級の職員	100分の15
	職務の級6級、5級及び4級の職員	100分の10
	職務の級3級の職員	100分の5
医療職基本給表(三)	職務の級6級以上の職員	100分の15
	職務の級5級及び4級の職員	100分の10
	職務の級3級の職員	100分の5
教育職基本給表(四)	職務の級2級の職員	100分の5(基準日現在に副校長、教務主幹、主幹、教務主任及び教務主査の職にあるものにあつては100分の10)

備考

- 1 役員の身分を有する職員については、役員報酬規程に準じる。
- 2 加算割合が100分の15、100分の10又は100分の5と定められている職員で理事長が特に必要と認めたものの加算割合は、当該職員について定められている加算割合に100分の5を加えた割合とする。
- 3 医療職基本給表(二)の職務の級4級に属する職員で理事長が特に必要と認めたものの加算割合は、100分の5とする。